

独立行政法人種苗管理センターの
平成25年度に係る業務の実績に関
する評価結果

農林水産省独立行政法人評価委員会
農業分科会

業務実績の総合評価

総合評価：A

- 1 評価に至った理由
 - (1) 評価の手法は、評価の基準に従い、種苗管理センター（以下、「センター」という。）が提出した自己評価シートに基づき、業務実績の内容聴取及び現地調査（北海道中央農場及び胆振農場）による。
 - (2) 評価の過程は、中期計画の最小項目を単位とした5段階（S、A、B、C、D）の評価を行い、その結果を積み上げて中項目、さらには大項目の評価を行った。
 - ① 小項目（113項目） S評価1項目、A評価100項目、B評価5項目、C評価1項目、評価対象外6項目
 - ② 中項目（15項目） A評価15項目
 - ③ 大項目（8項目） A評価6項目、評価対象外2項目
 - (3) 総合評価結果は、大項目について全てがA評価となっており、独立行政法人の事務・事業の見直しな基本方針（平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。）における事項に対して的確な対応がなされている。さらに、業務実績に対して、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点（平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会（以下、「政独委」という。）」及び「独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等について（平成24年12月16日政独委）」を踏まえて総合的に判断したところ、中期計画の達成に向けて順調に進捗している（A評価）ものと判断した。
- 2 業務運営に對する主眼等
 - [1 業務全運に對する主眼等] 業務全運に對する主眼等
 - ① 業務全運に對する主眼等
 - ② 業務全運に對する主眼等
 - ③ 業務全運に對する主眼等
 - ④ 業務全運に對する主眼等
 - ⑤ 業務全運に對する主眼等
 - ⑥ 業務全運に對する主眼等
 - ⑦ 業務全運に對する主眼等
 - [2 国民に対して提供サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置]
 - ① 国民に対して提供サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - ② 国民に対して提供サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - ③ 国民に対して提供サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - ④ 国民に対して提供サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - ⑤ 国民に対して提供サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - [3 予算、収支計画及び資金計画]
 - ① 予算、収支計画及び資金計画
 - ② 予算、収支計画及び資金計画
 - ③ 予算、収支計画及び資金計画
 - [4 短期借入金]
 - ① 短期借入金
 - [5 不要財の処分]
 - ① 不要財の処分

評価項目（大項目）	評価
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	A
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	A
第3 予算、収支計画及び資金計画	A
第4 短期借入金の借入に至った理由等	—
第5 不要財産の処分等に関する計画	A
第6 重要な財産の譲渡等の計画	A
第7 剰余金の使途	—
第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	A

評価単位ごとの評価シート（総括表）

評価項目（評価単位）	評価
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	A
<input type="checkbox"/> 栽培試験の効率化 <input type="checkbox"/> 種苗検査業務の効率化 <input type="checkbox"/> 種苗生産の効率化 <input type="checkbox"/> 調査研究業務の効率化 <input type="checkbox"/> 業務運営一般の効率化	A A A A A
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	A
<input type="checkbox"/> 栽培試験業務の質の向上 <input type="checkbox"/> 種苗検査業務の質の向上 <input type="checkbox"/> 種苗生産業務の質の向上 <input type="checkbox"/> 調査研究業務の質の向上 <input type="checkbox"/> 種苗に係る情報の提供等 <input type="checkbox"/> 遺伝資源業務の質の向上	A A A A A A A
第3 予算、収支計画及び資金計画	A
<input type="checkbox"/> 経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組 <input type="checkbox"/> 法人運営における資金の配分状況	A A
第4 短期借入金の借入に至った理由等	—
第5 不要財産の処分等に関する計画	A
第6 重要な財産の譲渡等の計画	A
第7 剰余金の使途	—
第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	A
<input type="checkbox"/> 施設及び設備に関する計画 <input type="checkbox"/> 職員の人事に関する計画	A A

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>第1-1 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等</p>	<p>○栽培試験の効率化 指標＝各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：2点、A評価：1点、B評価：0点、C評価：-1点、D評価：-2点</p> <p>A：5点以上 B：0～4点 C：0点未満</p> <p>小項目数：7 評価Sの小項目数：0×2＝0点 評価Aの小項目数：7×1＝7点 評価Bの小項目数：0×0＝0点 評価Cの小項目数：0×-1＝0点 評価Dの小項目数：0×-2＝0点 合計：7点</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (1)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した栽培試験の国際調和、迅速化等</p> <p>ア CPVO（欧州品種庁）等、UPOV（植物新品種保護国際同盟）同盟国との審査協力の一環として、要請に応じ職員を同盟国に派遣するとともに、同盟国の専門家を受け入れ、栽培試験の実施方法や評価手法について他国の方法と調和を図りながら、我が国と海外の栽培試験結果の相互使用の推進に貢献する。</p> <p>【年度計画】 (1)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した栽培試験の国際調和、迅速化等</p> <p>ア 栽培試験業務に関係する国際機関であるUPOV（植物新品種保護国際同盟）が開催する会議に職員を派遣する。また、CPVO（欧州品種庁）等、UPOV同盟国との審査協力の一環として、要請に応じ職員を同盟国に派遣するとともに、同盟国の専門家を受け入れ、栽培試験の実施方法や評価手法について他国の方法と調和を図る。</p>	<p>◇栽培試験の国際調和 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・CPVO（欧州品種庁）等、UPOV（植物新品種保護国際同盟）同盟国との審査協力の一環として、農林水産省からの要請に基づき、UPOVの開催する国際会議に延べ21名の職員を派遣し、栽培試験の実施方法及び評価方法等について他国の方法と調和を図るため、サルビア及びハトムギの審査基準について提案するとともに日本における量的形質の評価の方法について講演を行った。またTWV（野菜技術作業部会）の日本開催（長崎県）を円滑に進めるための協力を行った。なお、同盟国からの専門家の受け入れについては、農林水産省からの要請はなかった。 (表1-1-1参照)</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 イ 農林水産省の品種登録迅速化総合電子化システム（VIPPS）を利用した栽培試験情報の活用・共有を進め、更なる報告書作成の迅速化により、栽培試験終了後平均して80日以内に農林水産省に栽培試験の結果を報告する。</p> <p>【年度計画】 イ 農林水産省の品種登録迅速化総合電子化システム（VIPPS）を利用した栽培試験情報の活用・共有を進め、更なる報告書作成の迅速化により、栽培試験終了後平均して84日以内に農林水産省に栽培試験の結果を報告する。</p>	<p>◇栽培試験結果報告の迅速化 指標＝当該年度における栽培試験終了後の平均報告日数 S：目標値以内の日数であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：目標値以内の日数 B：目標値の110%未満の日数 C：目標値の110%以上の日数 D：目標値の110%以上の日数であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・本年度より開発・運用を開始した栽培試験業務管理システムによる進行管理の徹底、実施農場における確実な報告書の検定の実施、報告書作成支援システムと農林水産省の「品種登録迅速化総合電子化システム」（VIPPS）の連携した活用及び実施点数の多い植物種類の効率的な報告書の作成等を行い、栽培試験終了後平均して83日で農林水産省に報告書を提出した。 (表1-1-2参照)</p>	<p>A</p>

<p>【中期計画】 ウ 栽培試験の実施に当たって、栽培適地での実施を原則として適切な農場及びほ場を選択するとともに、流通品種の特性や入手先等の品種情報データベースの充実を図ることにより対照品種の選定等を的確かつ迅速に行う。</p> <p>【年度計画】 ウ 出願品種の栽培に適した農場及びほ場を的確に選択するとともに、対照品種の選定等を的確かつ迅速に行うため、流通品種の特性や入手先等の品種情報データベースの充実を図る。</p>	<p>◇栽培試験実施の合理化 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・栽培試験の実施に当たって、品種特性を考慮した試験実施場所の選択を的確に行うとともに、栽培試験業務管理システム(品種情報データベース)に流通品種の特性及び入手先等の情報を入力し、内容の充実を図り、同データベース及び「品種登録迅速化総合電子化システム」(VIPS)のデータを活用することにより、対照品種の選定を的確かつ迅速に行った。 (表1-1-3参照)</p>	A
<p>【中期計画】 エ 一部の植物種類において実施している栽培試験の民間委託について、審査データの海外との相互利用の可能性や民間の栽培試験に係る能力を見極めつつ、民間に委託する植物等を選定し、公募案件数を拡大する。</p> <p>【年度計画】 エ 一部の植物種類において実施している栽培試験の民間委託について、審査データの海外との相互利用の可能性や民間の栽培試験に係る能力を見極めつつ、民間に委託する植物等を選定し、公募案件数の拡大に努める。</p>	<p>◇公募案件数の拡大 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(22年12月閣議決定。以下、「見直し基本方針」という。)に則し、出願品種栽培試験委託先募集実施要領に基づき公募対象植物の検討を行ったが、新たに選定基準を満たす植物種類がなかったため、昨年と同じ11種類となった。これら11種類の公募対象植物のうち出願のあった2種類2件(ストック種及びひやくにちそう種)13品種について公募を行ったが、応募はなかった。 (表1-1-4参照) ・なお、受託者の意見、要望等を確認し業務改善を行うため、アンケートを実施したところ、労力的な負担が大きい、報告書作成が難しいといった回答が多く、今後の公募への応募に対しても積極的な回答はなかった。</p>	A
<p>【中期計画】 オ 審査コストの一層の効率化を図るため、栽培試験の結果についての所内での検定・報告・決裁について、電子媒体による事務処理を推進する。</p> <p>【年度計画】 オ 栽培試験の結果についての所内での検定・報告・決裁について、電子媒体による事務処理を推進する。</p>	<p>◇栽培試験結果の電子媒体による事務処理の推進 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・「見直し基本方針」に則し、栽培試験結果の検定及び決裁について電子ファイルで行うことを試みたが、大量のデータ(特性表、写真等)をモニター上でチェックすることは困難であり効率ではなかった。このため、栽培試験結果の検定及び決裁は紙ベースで行い、1植物種類当たり5出願品種以下の農場から本所への栽培試験結果報告は「品種登録迅速化総合電子化システム」(VIPS)を活用し、電子媒体により行った。また、栽培試験業務の管理は、栽培試験業務管理システムを活用して推進した。</p>	A
<p>【中期計画】 (2) 効率的な育成者権の侵害対策及び活用促進 ア 育成者権侵害の相談等に対して全国的に機動的な対応が可能となるよう、品種保護対策役の併任発令により、7農場20名体制を維持しながら効率的な運営を行う。</p> <p>【年度計画】 (2) 効率的な育成者権の侵害対策及び活用促進 ア 育成者権侵害の相談等に対して全国的に機動的な対応が可能となるよう、品種保護対策役の併任発令により、7農場20名体制を維持しながら効率的な運営を行う。その際、新たに任命された者に対して品種保護Gメン研修及び資格試験を実施する等により品種保護対策役等の資質の向上を図る。</p>	<p>◇育成者権侵害の相談等に対する効率的な運営 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・育成者権侵害の相談等に対して全国的に機動的な対応ができるよう、併任発令により品種保護Gメン(品種保護対策課長、品種保護対策役及び副品種保護対策役)を7場所に20名配置した。 (表1-1-5参照) ・新たに任命された者に対して、品種保護Gメンの資格要件の規程に基づき品種保護Gメン研修及び資格認定試験を実施した。 ・全員参加による品種保護Gメン会議を開催し、品種保護Gメン間の情報の共有を図るとともに、資質向上を図るため、eメールを活用した品種保護Gメンセミナーを10回実施し、育成者権者等からの相談への回答のシミュレーションを行った。また、熟練度試験によりその到達度を確認した。</p>	A

<p>【中期計画】 イ 品種保護Gメンに対し、制度未整備国等から派遣要請があった場合は、要請国の品種保護の状況等を踏まえ、品種保護Gメンが対応可能な方法によって十分に効果が発揮できる場合に応ずることとし、その判断のための基準を平成23年度に策定し、基準に照らして派遣する。</p> <p>【年度計画】 イ 品種保護Gメンに対し、制度未整備国等から派遣要請があった場合は、平成23年度に策定した基準に照らして派遣する。</p>	<p>◇品種保護Gメンの効果的な海外派遣 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・UPOVから中国の北京で開催されるワークショップに、また、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会から東アジア包括的育成者権侵害対策強化委託事業の韓国現地調査に品種保護Gメンそれぞれ1名の派遣要請があり、それぞれ23年度に定めた品種保護Gメンの海外への派遣基準に照らして妥当なものであったので職員を派遣した。</p>	<p>A</p>
--	---	----------

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-2 農作物（飼料作物を除く。）の種 苗の検査、指定種苗の集取、立入検 査等</p>	<p>○種苗検査業務の効率化 指標＝各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：2点、A評価：1点、B評価：0点、C評価：-1点、D評価：-2点</p> <p>A：2点以上 B：0点～1点 C：0点未満</p> <p>小項目数：3 評価Sの小項目数：0×2＝0点 評価Aの小項目数：3×1＝3点 評価Bの小項目数：0×0＝0点 評価Cの小項目数：0×-1＝0点 評価Dの小項目数：0×-2＝0点 合計：3点</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (1)種苗検査の集約化 ア 本所における所要の施設整備が 整い次第、可能な限り早期に実験室 における品質検査（発芽検査、純潔 種子検査、病害検査等）を全て本所 へ集約する。また、北海道中央農場 及び西日本農場における室内検査の 廃止に合わせた適正な人員配置を行 う。 【年度計画】 (1)種苗検査の集約化 ア 実験室における品質検査（発芽 検査、純潔種子検査、病害検査等） を全て本所へ集約化することに向 け、必要となる設備の整備を進める。 また、北海道中央農場及び西日本農 場における室内検査の廃止に合わせ た適正な人員配置について検討を行 う。</p>	<p>◇種苗検査業務の本所への集約化 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・前年度着工した総合種苗保管・検査棟について、温度や湿度を正確にコントロ ールできる発芽検査庫等の整備を進め、26年3月に竣工させた。これに合わせ、 北海道中央農場及び西日本農場については、26年3月で室内検査を廃止し、ほ 場で行う純度検査業務等に特化することとし、人員配置を見直した。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 イ 種苗法第63条に基づく指定種 苗の集取について、検査実施農場以 外の農場における職員をも活用して 効率的に行う。 【年度計画】 イ 種苗法第63条に基づく指定種 苗の集取について、検査実施農場以 外の農場における職員をも活用して 効率的に行う。</p>	<p>◇指定種苗の集取の効率化 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・沖縄農場に指定種苗検査職員を配置することにより、同県内における指定種苗 の集取体制を整え、雲仙農場からの集取は九州限りとすることにより、効率化 を図った。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (2)検査手数料の見直し 種苗業者等からの依頼に基づく検 査については、受益者に対し適正な 負担となっているか点検し、管理費 も含めて検査コストに見合った料金 となるように平成23年度から手数 料を見直す。 【年度計画】 (2)検査手数料の見直し (23年度に措置済み)</p>	<p>◇検査手数料の見直し S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・26年度からの検査手数料について、26年4月からの消費税率引上げ分を加えた 価格を決定した。</p>	<p>A</p>

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-3 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等</p>	<p>○種苗生産の効率化 指標＝各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：2点、A評価：1点、B評価：0点、C評価：-1点、D評価：-2点</p> <p>A：6点以上 B：0～5点 C：0点未満</p> <p>小項目数：9 評価Sの小項目数：0×2＝0点 評価Aの小項目数：7×1＝7点 評価Bの小項目数：2×0＝0点 評価Cの小項目数：0×-1＝0点 評価Dの小項目数：0×-2＝0点 合計：7点</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (1) 原原種生産の効率化 ア 「食料・農業・農村基本計画」 (平成22年3月30日閣議決定) に即し、道県の需要に対応した原原種の生産及び配布を行う。原原種生産に当たっては、生産品種数の増加、無病性及び品質の維持・向上等の要望に対応しつつ、生産量当たりの労働時間及びコストを把握し、以下の対策を講じその低減を図る。 【年度計画】 (1) 原原種生産の効率化 ア 「食料・農業・農村基本計画」 (平成22年3月30日閣議決定) に即し、道県の需要に対応した原原種の生産及び配布を行う。原原種生産に当たっては、生産品種数の増加、無病性及び品質の維持・向上等の要望に対応しつつ、生産量当たりの労働時間及びコストを把握し、以下の対策を講じ、効率的な原原種の生産を図る。</p>	<p>◇ばれいしょ原原種生産量当たりの労働時間及びコストの把握によるその低減 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・ばれいしょ原原種生産について、増殖段階別・科目別経費を把握し、増減理由の分析結果や優良事例を農場間で共有した。 ・種苗生産業務に要した経費のうちばれいしょに係る経費は、雑給、農薬費及び電気料が増加したものの、減価償却費、備品費及び種苗生産に係る人件費が減少したことから812百万円と対前年比92.4%となり、1袋(20kg)当たりの業務コストは11,392円と対前年比94.2%となった。 (表1-3-1参照)</p> <p>【特記事項】 ・ばれいしょに係る経費において、減価償却費及び備品費が大幅に減少したのは、24年度補正予算により施設整備を行った総合種苗保管・検査棟に優先的に予算を配分した結果、当初更新を予定していた設備、大型機械、備品等を更新することができなかったためである。ばれいしょ生産農場では、更新時期を大幅に超えた老朽施設、設備及び機械が数多く存在し、修繕費等の維持管理コストの増大と品質の低下が懸念される。</p> <p>◇さとうきび原原種生産量当たりの労働時間及びコストの把握によるその低減 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・さとうきび原原種生産について、増殖段階別・科目別経費を把握し、増減理由の分析結果や優良事例を農場間で共有した。 ・種苗生産業務に要した経費のうちさとうきびに係る経費は、種苗生産に係る人件費が増加したものの、25年度は台風による被害がなく、前年度に増加した修繕費及び雑給が減少したことから149百万円と対前年比94.7%となり、千本当たりの業務コストは62,040円と対前年比94.0%となった。 (表1-3-1参照)</p>	<p>A</p> <p>A</p>

<p>【中期計画】 (ア) 病害虫の侵入及び発生の防止に留意しつつ、排水改良、有機質の施用等により土壌改良を図る。</p> <p>【年度計画】 (ア) 土壌改良方針に基づき、病害虫の侵入及び発生の防止に留意しつつ、排水改良、有機質の施用等により土壌改良を行うとともに、土壌改良の効果について検証を行い、必要に応じて土壌改良方針を見直す。</p>	<p>◇土壌改良の推進 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・土壌改良方針に基づき作成した農場ごとの土壌改良方針により、病害虫の侵入及び発生の防止に留意しつつ土壌改良を図った。 ・各農場の土壌分析を、胆振農場において6農場分185点、西日本農場（孺恋農場から業務移管）において5農場分274点を集中的に実施した。分析結果を農に各農場の具体的な土壌改良の進捗状況及び効果を検証し、火山灰土及び黒ぼく土の土壌が多いことでリン酸吸収係数が高いほか、土壌中のカルシウムや微量元素が不足している農場が多いことから、微量元素含有肥料や土壌改良材等を施用するとともに、胆振農場においては腐植含量の向上を図るためピートモスの施用を行った。 ・また、近年豪雨、長雨等による土壌流亡等の被害が多いことから、土壌の膨軟化及び排水対策として、明渠、暗渠の再整備を進め、心土破碎の回数を増やしているところである。</p>	A
<p>【中期計画】 (イ) 施設・機械等の更新・導入に当たっては、性能の向上を図るとともに、業務実施体制に合わせ重点的配置による機械器具費の低減を図る。</p> <p>【年度計画】 (イ) 施設・機械等の更新・導入に当たっては、性能向上を図るとともに、業務実施体制に合わせ重点的配置による機械器具費の低減を図るため、機械等機種選定委員会等により最適な機械・機種を選定し配置を行う。また、機械整備に関する講習等により保守管理の徹底を図る。</p>	<p>◇施設・機械等の性能の向上と重点的配置による機械器具費の低減 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・機械・器具等の導入に当たっては、緊急性、業務改善効果等を勘案して絞り込むとともに、固定資産物品について、各農場において機種選定委員会を開催し、最適な機械機種を選定し、トラクターほか3件を導入した。 ・保守管理能力等の向上を図るため、特定自主検査者実務研修を計画的に進め、北海道中央農場において1名を受講させた。</p>	A
<p>【中期計画】 (ウ) ばれいしょ原原種生産において、規格内歩留まりの向上等により規格外品等の余剰の発生の縮減に努める。</p> <p>【年度計画】 (ウ) ばれいしょ原原種生産においては、栽培管理や選別作業の改善により規格内歩留まりの向上に努めるとともにジベレリン処理による規格内歩留まりの向上効果の検証と次世代への影響の評価を行う。</p>	<p>◇ばれいしょ原原種の規格外等の余剰の発生の縮減 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・栽植密度、施肥量の見直しによる特大塊茎比率の低減や掘り取り、選別時の機械作業による傷・打撲の軽減に努めたが、収穫直前の長雨の影響で、二次成長や皮目肥大等の規格外品が増加した。 ・北海道中央農場において、(独)農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センターの指導の下、全粒植えに適した小粒種いも(30g～90g)の安定的生産方法の検討として、前年度に引き続き、小粒塊茎生産技術の確立に向け、ジベレリン処理による品種ごとの効果や次世代への影響等の調査を行った。</p> <p>【特記事項】 ・収穫前に行った収量調査結果において、特大塊茎が生じやすいメークイン、とうや、ホッコイコガネ等の品種の株当たり収量が、平年と比べて総いも数で24%、規格内いも数で22%増加するなど、規格内歩留まりの向上が図られる見込みであったが、収穫直前の長雨の影響で、重量的には規格内品であったものの、収穫された塊茎に二次成長や皮目肥大等の規格外品が多くなった。</p>	B
<p>【中期計画】 (エ) さとうきび原原種生産においては、台風被害を軽減するため、防風林等を整備して安定生産に努める。</p> <p>【年度計画】 (エ) さとうきび原原種生産においては、台風被害を軽減するため、防風林及び防風柵の整備を行うとともに、災害発生時の対応や種苗の確保対策等についてのマニュアルを作成する。</p>	<p>◇さとうきび原原種生産における台風被害の軽減対策の実施 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・台風襲来に備え原原種の剪葉等により台風被害軽減に努めた。 ・23年度及び24年度の大型台風の接近及び直撃により、原原種の配布が大幅に減少したことを踏まえ、24年度補正予算で網室を改修するとともに、防風林・防風柵を整備した。また、台風時の事前・事後対応、報告体制等を整備するため新たに台風対策マニュアルを作成した。</p>	A

<p>【中期計画】 イ ばれいしょ原原種について、民間におけるマイクロチューバー等の器内増殖技術を用いた原原種生産の状況を的確に把握するため、関係者による協議会を開催し、民間等のニーズを踏まえ、民間等への部分的な移行を引き続き行う。</p> <p>【年度計画】 イ 関係者による協議会を開催し、民間におけるマイクロチューバー等の器内増殖技術を用いた原原種生産の状況等について、意見の交換、情報の共有を行う。</p>	<p>◇民間等のニーズを踏まえた民間等への部分的な移行 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・民間企業が作出した早期普及品種の種いも（ハウスチューバー）を用いた原原種生産及び配布の要請はなかった。 ・マイクロチューバー等を用いた原原種を利用する原原種生産道県・団体及び原原種を生産する企業等からなる「ばれいしょ原原種の安定供給に関する協議会」を開催し、原原種の安定供給の確保について、意見の交換、情報の共有を行った。</p>	A
<p>【中期計画】 （2）ばれいしょ原原種配布価格の見直しと余剰種苗等の販売量の増加 ばれいしょ原原種について、関係都道府県や生産団体と協議しつつ、一般栽培農家の経営に大きな影響を与えることなくその配布価格を引き上げることにより、自己収入の拡大を図る。なお、そのための価格改定は平成23年度から行う。</p> <p>【年度計画】 （2）ばれいしょ原原種配布価格の見直しと余剰種苗等の販売量の増加 ばれいしょ原原種について、23年度に関係都道府県や生産団体と協議して決定した平成25年度配布価格により配布する。</p>	<p>◇ばれいしょ原原種配布価格の引き上げによる自己収入の拡大 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・「見直し基本方針」に則し、ばれいしょ原原種については、関係道県や生産者団体等と協議し970円/袋（20kg）引き上げることが決定しており、25年度配布価格2,770円/袋（20kg）により配布した。 ・26年度配布価格については、消費税率の引上げに伴い、2,849円/袋（20kg）にすることを農林水産省と協議し、生産者団体等に説明した上で決定した。</p>	A
<p>【中期計画】 イ 余剰ばれいしょ原原種及び規格外種苗の一般種いも等としての販路拡大について、平成23年度から関係機関と協議を進めるとともに、自己収入の拡大に向けた取組方策を検討し、その具体化を図る。</p> <p>【年度計画】 イ 余剰ばれいしょ原原種及び規格外種苗について、23年度の関係機関との協議を踏まえ、原原種の余剰見込み及び規格外品の発生見込みを早期に把握し、3段階増殖体系に影響のないよう、ばれいしょ種苗の取扱団体に一般種いも等として販売する。</p>	<p>◇余剰ばれいしょ原原種及び規格外種苗の一般種いも等としての販売量の増加による自己収入の拡大 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・「見直し基本方針」及び「勧告の方向性」に則し、余剰・規格外原原種の一般種苗用としての販売拡大に向け、需要情報を収集するとともに、必要に応じて随時関係機関との協議を行い、余剰となったばれいしょ原原種及び規格外品の10.5%に当たる5,299袋（5,549千円）を一般種苗用として販売した。 （表1-3-2参照） ・従来、許諾の関係で一般種苗用として販売していなかった登録品種について販売対象品種を拡大し、許諾料を支払い販売した。</p> <p>【特記事項】 ・25年度における一般種苗用としての販売量の比率が24年度を7.3ポイント下回った。これは、収穫直前の長雨の影響で原原種として配布する規格内品が不足したことから、一部品種において規格外品による配布が増加したためである。なお、一般種苗用の販売量は減少しているものの、各農場において周辺環境浄化対策を強化しており、環境浄化用種苗の販売量は増加している。</p>	B

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-4 1~3の業務に係る技術に関する調査及び研究</p>	<p>○調査研究業務の効率化 指標＝各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：2点、A評価：1点、B評価：0点、C評価：-1点、D評価：-2点</p> <p>A：3点以上 B：0点～2点 C：0点未満</p> <p>小項目数：4（うち、評価対象外1小項目） 評価Sの小項目数：0×2＝0点 評価Aの小項目数：3×1＝3点 評価Bの小項目数：0×0＝0点 評価Cの小項目数：0×-1＝0点 評価Dの小項目数：0×-2＝0点 合計：3点</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (1) 調査研究成果目標の明確化 技術の改良や試験研究機関で開発された成果の導入・実用化を行うことを主眼として調査研究基本計画を策定し、「重点調査研究課題の5年後の主要な技術開発目標」において、期待される業務の改善に係る達成目標を定め、業務と一体的に取り組む。 【年度計画】 (1) 調査研究成果目標の明確化 (2 3年度に措置済み)</p>	<p>◇調査研究成果目標の明確化 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・該当なし。</p>	<p>—</p>
<p>【中期計画】 (2) 調査研究課題の重点化等 調査研究の対象について、候補から選択を要する案件が生じた場合は、学識経験者からなる調査研究評価委員会により事前・期中・完了後の評価を行い、事業の選定・実施に反映させる。また、重点調査研究課題について、調査研究評価委員会において毎年度評価を行い、評価結果を課題の実施に適切に反映させることにより、調査研究課題の重点化及び透明性の確保を図る。 【年度計画】 (2) 調査研究課題の重点化 重点調査研究課題について、調査研究評価委員会において評価を行い、評価結果を課題の実施に適切に反映させることにより、調査研究課題の重点化及び透明性の確保を図る。</p>	<p>◇調査研究課題の重点化 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・学識経験者4名からなる調査研究評価委員会を開催し、重点調査研究5課題の25年度実績及び26年度計画案について評価を行うとともに、25年度が第3期中期計画の期央であることから、3年間の実績及び残り2年間の計画案についても評価を行い、評価結果を調査研究運営委員会における26年度計画の策定に反映した。</p>	<p>A</p>

<p>【中期計画】 (3) 試験研究機関との連携と外部資金の活用 調査研究を進めるに当たっては、試験研究機関等と情報交換・共同研究を行うなどの密接な連携を図るとともに、外部資金の積極的な活用を図る。</p> <p>【年度計画】 (3) 試験研究機関との連携と外部資金の活用 試験研究機関等との情報交換や協定研究・共同研究等を行うとともに、外部資金の積極的な活用を図る。</p>	<p>◇試験研究機関との連携と外部資金の活用 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・以下の委託研究を受託し、外部資金の活用を図った。 「遺伝資源の効率的保存技術等の開発（超低温事業保存の実装のためのシステム構築）」（独）農業生物資源研究所からの受託研究）に参画し、多数系統のばれいしょ遺伝資源について初期培養を効率よく成功させるための条件の検討を行った。 ・以下の共同研究を実施した。 「種ばれいしょの器内増殖に関する研究」（国）北海道大学） ・以下の協定研究を実施した。 「DNA品種識別技術の開発と利用に関する研究」（独）農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所） 「DNA品種識別技術の開発と利用に関する研究」（公財）かずさDNA研究所及び三菱化学メディエンス株式会社） 「遺伝子組換え植物のDNA検知技術に関する研究」（独）農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所） 「ジャガイモウイルスの分離同定・発生生態に関する研究」（独）農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター及び（国）宇都宮大学） 「ジャガイモの異型発生の原因究明に関する研究」（独）農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター及び（国）帯広畜産大学）</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (4) 知的財産権の管理 センターの知的財産基本方針に基づき、特許収入を確保するとともに、保有する特許権について、毎年度、必要性を検討する。</p> <p>【年度計画】 (4) 知的財産権の管理 センターの知的財産基本方針に基づき、保有する特許権等についてTLO（技術移転機関）と連携しつつ、その活用を図るとともに、保有する特許権の維持について必要性を検討する。</p>	<p>◇知的財産権の管理 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・「種苗管理センター知的財産基本方針」に基づき、種苗管理センターが保有する特許（植物種子の病原菌検査法：日本国及び米国）について、許諾契約を締結している国内2社に対しては適切に実施するよう指導するとともに、農林水産大臣認定TLO（技術移転機関）である社団法人農林水産・食品産業技術振興協会と連携し、契約締結を検討している企業からの照会への対応や、特許に係る技術の紹介等を行った。 ・職務発明審査会を開催し、上記特許については許諾契約を2社と締結しており、また、今後とも更に多くの許諾契約を締結し利用を促進することが重要であることから、次年度も維持することとした。</p>	<p>A</p>

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-5 業務運営一般の効率化</p>	<p>○業務運営一般の効率化 指標＝各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：2点、A評価：1点、B評価：0点、C評価：-1点、D評価：-2点</p> <p>A：8点以上 B：0点～7点 C：0点未満</p> <p>小項目数：12 評価Sの小項目数：0×2＝0点 評価Aの小項目数：12×1＝12点 評価Bの小項目数：0×0＝0点 評価Cの小項目数：0×-1＝0点 評価Dの小項目数：0×-2＝0点 合計：12点</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (1) 効率化目標の設定 センターが行う業務の動向、各農場の立地条件等を踏まえ、1～4に掲げる業務運営の効率化に併せ、技術専門職員の高度化に関する計画に基づき、非常勤オペレータを採用、若しくは派遣会社へ委託し、技術専門職員の業務の一部のアウトソーシングを進める。 運営費交付金で行う業務のうち一般管理費（人件費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。 なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行う。</p> <p>【年度計画】 (1) 効率化目標の設定 センターが行う業務の動向、各農場の立地条件等を踏まえ、1～4に掲げる業務運営の効率化に併せ、技術専門職員の高度化に関する計画に基づき、技術専門職員が担当する業務については、研修を行いながら、栽培試験業務並びに原原種生産及び配布業務に係る検定等の専門的技術を要する業務にシフトし、ほ場管理作業等における単純作業については作業の内容を精査し非常勤オペレータの採用や派遣会社への委託により、アウトソーシングを行う。 運営費交付金で行う業務のうち一般管理費（人件費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。 なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行う。 さらに、施設・機械等の有効利用等により、温室効果ガスの排出の抑制等に努める。 また、夏期及び冬季の節電に努める。</p>	<p>◇技術専門職員の業務の一部のアウトソーシングの推進 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・技術専門職員の職務の高度化計画に基づき、一般職員が担当していた栽培試験業務や病害検定等の専門技術を要する業務についてOJTを行う一方、非常勤オペレータや派遣職員の活用により技術専門職員の業務の一部をアウトソーシングした。</p> <p>◇一般管理費及び業務経費の縮減 指標＝各年度における一般管理費及び業務経費の対前年度比の縮減率 S：一般管理費3%、業務経費1%以上であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：一般管理費3%、業務経費1%以上 B：一般管理費2.1%以上3%未満、業務経費0.7%以上1%未満 C：一般管理費2.1%未満、業務経費0.7%未満 D：一般管理費2.1%未満、業務経費0.7%未満であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・運営費交付金で行う業務のうち（人件費を除く。）一般管理費については、契約について競争入札を原則として競争性を高めるとともに、本所で対応可能な契約は全て本所で実施するなどに取り組んだほか、消耗品費について最小限の支出に抑えたが、地下タンク工事及び自動車の更新による資産の取得費が増嵩したことなどから、対前年度比6.2%増となるものの、基準年度（22年度）に対し年平均では9.3%削減となった。また、業務経費についても、農業用資材の一括調達や資材・消耗品及び機械器具等の更新による支出を最小限に抑えたが、工事経費の高騰による予算の不足分を補ったことから、対前年度比3.9%増となるものの、基準年度（22年度）に対して年平均では1.1%削減となった。（表1-5-1参照）</p> <p>◇一般管理費の自己評価と見直し S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・25年度無駄削減目標に基づき、カラーコピー・プリントの低減、出張時におけるバック商品等の活用による出張旅費単価の減、節電や携帯電話のグループ内無料通話の活用等による経費の節減に努めた。26年度無駄削減取組目標の策定に当たっては、前年度の取組の実効性を点検するなど自己評価を厳格に行い、当該目標を策定するとともに、種苗管理センターのホームページ（http://www.ncss.go.jp）で公開した。 ・政府の「当面の地球温暖化対策に関する方針」（25年3月）に基づき、種苗管理センターが20年度に策定した温室効果ガスの抑制等実施計画に準じて、施設・機械の効率的な利用等により温室効果ガスの排出量の削減を図った（基準年の18年度比89%（目標10%削減））。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>

	<p>・政府の「2013年度の夏期の電力需給対策について」(25年4月)に基づく節電要請(数値目標を設けない)の周知を図った。また、「2013年度冬期の電力需給対策について」(25年11月)に基づく節電要請の周知及び北海道管内における22年度比6%以上の抑制に取り組み、北海道中央農場、後志分場、十勝農場において節電目標を達成した。</p>	
<p>【中期計画】 (2) 人件費の適正化等 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表する。 総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を、平成23年度も引き続き着実に実施し、平成23年度において、平成17年度と比較して、センター全体の人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について6%以上の削減を行うとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。 なお、一般職員等については、新たな人事評価制度の円滑な運用を図り、役員と同様に業務実績評価を報酬に反映させる。</p>	<p>◇給与水準の検証並びに検証結果及び取組状況の公表 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、24年度の業績、25年度の人員の適正な配置及び合理化などを厳しく検証し、検証結果や取組状況を公表した。職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指数(事務・技術職員)は95.9となった。</p> <p>◇総人件費の見直し 指標＝当該年度における人件費の削減率 S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、100%以上の達成度合 B：目標値に対して、90%以上～100%未満の達成度合 C：目標値に対して、90%未満の達成度合 D：目標値に対して、90%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。)について、23年度までの国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与については、55歳を超える職員について標準の勤務成績では昇給を停止及び高位の号俸から昇格した場合の俸給の増加額を縮減する昇給・昇格制度の見直しを実施し、国家公務員と同様の見直しを行った。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>【年度計画】 (2) 人件費の適正化等 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表する。 なお、一般職員等については、人事評価制度の円滑な運用を図り、役員と同様に業務実績評価を報酬に反映させる。</p>	<p>◇人事評価制度の円滑な運用 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・能力・実績主義に基づく人事管理原則を踏まえ、6月期の勤勉手当、12月期の勤勉手当及び26年1月期昇給において、人事評価による業務実績評価を的確に反映した。</p>	<p>A</p>

<p>【中期計画】 (3) 契約の点検・見直し ア 監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、点検、見直しを行い、その結果を公表する。 また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。</p> <p>【年度計画】 (3) 契約の点検・見直し ア 監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、点検、見直しを行い、その結果を公表する。 また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討する。</p>	<p>◇随意契約の見直しの徹底及びその結果の公表 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（21年11月閣議決定）に基づき、22年5月に策定した随意契約等見直し計画に即しこれに取り組むとともに、引き続き契約監視委員会において競争性のない随意契約の見直しを徹底し、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか定期的に点検し、不参加業者からの聴き取りや入札公告期間の延長等の見直しを行った。 ・その結果、国と同様の一般競争基準（工事250万円超、物品160万円超等）の適用により対象となる45件、482百万円の契約のうち、一般競争入札は37件、464百万円、企画競争は0件、随意契約は8件、18百万円であった。 なお、20年度に締結した競争性のない随意契約15件、56百万円のうち、引き続きこれに該当する競争を許さない契約は7件、17百万円であった。 また、一般競争契約37件のうち、一者応札は12件（32%）であり、一者応札の要因としては、グリーン購入法の基準に適合する物品の取扱業者が限られたため、等であった。 （表1-5-2及び3参照） ・一般競争契約及び随意契約に関する情報については、種苗管理センターのホームページで公表した。</p> <p>◇密接な関係にあると考えられる法人との契約の透明性の確保 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況についての情報を種苗管理センターのホームページに掲載するとともに、入札公告にその旨を記載した。 なお、現時点において、種苗管理センターの情報公開の対象となる法人はない。</p>	<p>A</p> <p>A</p>
<p>【中期計画】 イ 規格外品等をでん粉原料用として売り払いする場合は、契約方法を見直し、少額随意契約に該当する場合を除き、平成23年度から一般競争入札を導入する。</p> <p>【年度計画】 イ 規格外品等をでん粉原料用として売り払いする場合は、少額随意契約に該当する場合を除き、原則として一般競争入札を行う。</p>	<p>◇規格外品等ででん粉原料用として売り払いする場合の一般競争入札の導入 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・「契約事務取扱規程」に基づき、余剰・規格外原原種をでん粉原料用として売却する場合は、少額随意契約に該当する場合を除き、一般競争入札を実施した。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (4) 保有資産の見直し等 毎年度、土地・建物等資産の利用度及び将来の使用見込みについて調査し、経済合理性の観点に沿って、その保有の必要性について検討を行い、支障のない限り、国への返納等を行う。なお、八岳農場においてばれいしょ原原種生産業務に用いていた施設について、今後、利用が見込まれないものは国への返納を含めて処分を検討する。</p> <p>【年度計画】 (4) 保有資産の見直し等 土地・建物等資産の利用度及び将来の使用見込みについて調査し、経済合理性の観点に沿って、その保有の必要性について検討を行い、支障のない限り、国への返納等を行う。なお、八岳農場においてばれいしょ原原種生産業務に用いていた施設について、今後、利用が見込まれないものは国への返納を含めて処分を検討する。</p>	<p>◇土地・建物等、資産の保有の必要性の検討と国への返納等 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・土地・建物等資産の利用度及び将来の使用見込みについて調査し、その保有の必要性について検討を行い、将来使用が予定されていない固定資産については減損を認識した。なお、宿舎及び福利厚生施設は保有していない。 ・ばれいしょ生産業務を廃止したことに伴う八岳農場の不要施設の処分については、不要資産となる建物・設備の設置場所が借地であり、借地の土地賃貸借契約を解約する場合には、現状回復（更地）することとなっている。しかしながら、現状回復（更地）するには相当の費用が必要なため、不要資産となる建物等を解体撤去することなく借地保有者に売却することも考慮に入れた段階的な借地等返還計画を借地保有者に提案し、協議を進めた。</p>	<p>A</p>

<p>【中期計画】 (5) 内部統制の充実・強化等 ア リスク管理委員会を設置し、センターのミッション遂行の障害となる要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を行う。 【年度計画】 (5) 内部統制の充実・強化等 ア リスク管理委員会において、対応すべきリスクを決定し、リスク対応のための計画を策定する。さらに、リスク対応計画に従い、農場等においてリスク対応に取り組む。</p>	<p>◇リスク管理委員会の設置と円滑な運営 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・リスク管理委員会を開催し、平成25年度リスク対応計画として、重点的かつ継続的に取り組む必要のあるものとして次の4つの課題を決定した。 ① 需要に即した原原種の安定的生産を図るための自然災害(台風、土壌流失、施設等損壊)対策 ② ばれいしょ原原種の品質向上を図るための収穫時の高温障害、輸送中・出荷待ちでの凍結による萌芽不良対策 ③ 植物遺伝資源の確実な保存を図るための滅失防止対策 ④ 農作業中の事故・健康被害の防止対策 リスク対応計画は、職員向けホームページに掲載するなど周知し、本所及び農場において適切なリスク対応に取り組んだ。 さらに、26年3月にリスク管理委員会を開催し、平成25年度リスク対応計画について実施内容及びリスク低減・回避の目標に対する達成度・効果について検証し、かつ各委員の意見を反映して平成26年度リスク対応計画を策定した。 ・上記に加え、内部統制の充実・強化のため、毎週開催される本所内会議、毎月開催される本所と農場の全体会議、年2回の農場長等会議、役員会及びコンプライアンス委員会等、マネジメントを補佐する内部組織が整備・運営されている。 また、本所部課ごと、各農場ごとの予定及び懸案事項等についての報告、業務実施状況の点検・評価といったモニタリング機能により、重要な情報等の把握及びミッション等の周知徹底が図られるようにした。ミッション等の周知徹底については、中期計画前文にセンターのミッションを掲げ、職員向けホームページに「種苗管理センター業務推進指針」及び「行動規範」を掲載し、会議・出張・研修の機会あるごとに、報告、講話・講義、意見交換を通して、役員員に向けミッション等の周知徹底を行った。 ・監事は、本所及び4農場について監事監査を実施し、監査結果について文書で理事長に報告した。また、マネジメント、内部統制、評価等に係る各種会議(役員会、農場長会議、契約監視委員会、入札監視委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会)に出席し業務の効率化や改善に向けた取組について意見を述べた。さらに、農林水産省で開催された財務諸表検討会に出席し、財務に係る報告を行った。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 イ 情報セキュリティポリシーの周知を徹底するとともに、情報セキュリティ規程に基づき研修等を実施し、職員の意識向上を図る。また、「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルを構築するため、規則等の策定、見直しを行い、個人情報を含め情報セキュリティを確保する。 【年度計画】 イ 情報セキュリティ規程に基づき研修等を実施し、役職員の情報セキュリティに対する意識向上を図り、個人情報を含めセンターが有する情報の適切な管理を行う。</p>	<p>◇情報セキュリティ対策の推進 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・情報セキュリティ規程に基づく研修等として、農林水産技術会議事務局筑波事務所が行った情報セキュリティ研修に本所の職員37名が出席するとともに、配布資料を職員専用HP上で共有した。 ・情報セキュリティに係る意識を向上させるため、情報セキュリティ規程実施細則に基づく各種手続を平易に解説した「情報セキュリティのお知らせ」を作成し、全職員を対象に6回送信した。</p>	<p>A</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>第2-1 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等</p>	<p>○栽培試験業務の質の向上 指標＝各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：2点、A評価：1点、B評価：0点、C評価：-1点、D評価：-2点</p> <p>A：13点以上 B：0～12点 C：0点未満</p> <p>小項目数：19（うち、評価対象外1小項目） 評価Sの小項目数：1×2＝2点 評価Aの小項目数：16×1＝16点 評価Bの小項目数：0×0＝0点 評価Cの小項目数：1×-1＝-1点 評価Dの小項目数：0×-2＝0点 合計：17点</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (1)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した栽培試験の実施体制の強化等 ア 栽培試験については、全出願品種を対象とすることを原則としつつ、効率的に実施するものとし、実施に当たっては、農林水産省との緊密な連絡調整を図りつつ、計画的かつ的確に実施する。 また、出願動向を踏まえ、栽培試験に必要な人員の配置、施設整備等を進め、農林水産省から栽培試験を指示された品種（中期目標終了年度の実施点数は、前年度出願点数（特性審査のうち資料調査によるものを除く。）の70%以上）について確実に実施する。 【年度計画】 ア 栽培試験については、農林水産省との緊密な連絡調整を図りつつ、農林水産省からの通知に基づき栽培試験実施計画を的確に作成する。 また、出願動向を踏まえ、栽培試験に必要な人員の配置、施設整備等を進め、農林水産省から栽培試験を指示された品種（前年度出願点数（特性審査のうち資料調査によるものを除く。）の68%以上）について確実に実施する。</p>	<p>◇栽培試験の計画的かつ的確な実施 指標＝当該年度における栽培試験の実施点数 S：実施点数が当該年度計画の目標値の100%以上であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：目標値の100%以上 B：目標値の90%以上100%未満 C：目標値の90%未満 D：目標値の90%未満であり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・農林水産省との緊密な連絡調整を図りつつ、通知のあった全ての出願品種728点について、実施方法の検討及び対照品種の選定を行い、栽培試験実施計画を的確に作成した。 （表2-1-1参照） ・栽培試験実施計画に基づき、栽培試験実施目標点数の771点（前年度出願点数（特性審査のうち資料調査によるものを除く。）の68%）に対し805点の栽培試験を実施した。このうち、23点の栽培試験を7県7機関に委託して実施した。 農場別では、本所が新規植物、点数の少ない植物種類や委託栽培試験を中心に104点、八岳農場が寒冷地向きの植物を中心に65点、西日本農場が出願数の多い植物種類を中心に518点、雲仙農場が暖地向きの野菜等を中心に118点であった。 （表2-1-2①②参照）</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 イ センターにおいて栽培試験を実施したことがない種類について、必要性の高い種類から栽培方法等について検討を行い、中期目標期間中に50種類程度の栽培試験対象植物の拡大を図る。 また、センターで栽培試験を実施する主要な植物の種類でこれまでマニュアルが整備されていないものについて、中期目標期間中に50種類程度の栽培・特性調査マニュアルを作成する（全面的な改正を含む）とともに、病害抵抗性等の新たな項目について、必要に応じて検定手法を確立し、特殊検定マニュアルを作成する。 【年度計画】 イ センターにおいて栽培試験を実施したことがない種類について、必要性の高い種類から栽培方法等について検討を行い、10種類程度の栽培試験対象植物の拡大を図る。 また、センターで栽培試験を実施する主要な植物の種類のうちこれま</p>	<p>◇栽培試験対象植物の種類の拡大 指標＝当該年度における栽培試験の拡大種類数 S：目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合 C：目標値に対して、80%未満の達成度合 D：目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・センターにおいて栽培試験を実施したことがない種類について、栽培試験方法等の検討を行い、15種類の栽培試験対象植物の拡大を図った。 （表2-1-3参照）</p> <p>【特記事項】 ・栽培方法等の検討に精力的に取り組んだ結果、対象植物を15種類拡大し、目標の10種類を1.5倍上回る達成状況となったことからS評価とした。</p> <p>◇植物の種類別の栽培・特性調査マニュアルの作成等 指標＝当該年度におけるマニュアル作成点数 S：目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた</p>	<p>S</p> <p>A</p>

<p>でマニュアルが整備されていないものについて、10種類程度の栽培・特性調査マニュアルを作成する(全面的な改正を含む)。</p>	<p>A: 目標値に対して、90%以上の達成度合 B: 目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合 C: 目標値に対して、80%未満の達成度合 D: 目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・栽培・特性調査マニュアルの検討を行い、ローダンセマム属、アルストロメリア属、ガーベラ属、ステラ属等10種類のマニュアルを作成した。 (表2-1-4参照)</p>	
<p>【中期計画】 ウ 栽培試験のリファレンスコレクションの充実のため、各栽培試験の終了時等に近年入手困難となっている品種を新たに収集・保存するとともに、既に収集・保存している品種について、育種の方向や出願品種の動向等を踏まえつつ整理を行い、対照品種として迅速に種苗を供試できる保存体制を整備し、中期目標期間中に1,500点程度を新たに拡大する。 また、効率的な保存に資するため、組織培養法を利用した保存が可能な種類(きく、カーネーション、いちご等)について、器内保存を進める。</p> <p>【年度計画】 ウ 栽培試験のリファレンスコレクションとして、各栽培試験の終了時等に近年入手困難となっている品種を新たに収集・保存するとともに、既に収集・保存している品種について、育種の方向や出願品種の動向等を踏まえつつ整理を行い、対照品種として迅速に種苗を供試できる保存体制を整備し、300点程度を新たに拡大する。また、組織培養法を利用した保存が可能な種類について、器内保存技術の導入に向けた試行を行う。</p>	<p>◇対照品種等の保存点数の拡大 指標＝当該年度に新たに収集・保存した点数 S: 目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A: 目標値に対して、90%以上の達成度合 B: 目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合 C: 目標値に対して、80%未満の達成度合 D: 目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・平成23年度栽培試験担当部長等会議において検討した、リファレンスコレクションの保存方針に基づき、新たに73種類867品種を収集するとともに、既保存品種の整理を行い、累計保存点数を5,965品種から6,328品種(363品種増)に拡大した。 (表2-1-5参照)</p> <p>◇組織培養法を利用した器内保存の推進 S: 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A: 順調に進んでいる B: 概ね順調に進んでいる C: 不十分又は問題あり D: 不十分又は問題あり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・組織培養を利用したきくの器内保存について、維持・管理に要する労力及びコスト等をほ場での保存と比較するため、器内保存から栽培試験へ供試できるまでの期間・増殖率等の基礎データの収集を行う培養試料を作成した。</p>	<p>A</p> <p>A</p>
<p>【中期計画】 エ 新規植物の種類別審査基準案の作成について、農林水産省からの要請に応じて確実に作成(中期目標期間中60種類程度)する。</p> <p>【年度計画】 エ 新規植物の種類別審査基準案について、新たに12種類程度を作成する。</p>	<p>◇新規植物の種類別審査基準案の作成 指標＝当該年度における種類別審査基準案の作成件数 S: 目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A: 目標値に対して、90%以上の達成度合 B: 目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合 C: 目標値に対して、80%未満の達成度合 D: 目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・農林水産省からの要請に基づき、種類別審査基準案の検討を行い、きだちあさがお亜種、へーべ属、ロフォミルツス属等13種類の種類別審査基準案を作成し、農林水産省に報告した。 (表2-1-6参照)</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 オ 出願時に申請者から提出される種子及び種菌について、種菌の凍結保存を併用しつつ、確実な保管管理を行う。</p> <p>【年度計画】 オ 出願時に申請者から提出される種子及び種菌について、種菌の凍結保存を併用することにより、確実な保管管理を行う。</p>	<p>◇出願者から送付された出願品種の種子及び種菌の確実な保存 S: 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A: 順調に進んでいる B: 概ね順調に進んでいる C: 不十分又は問題あり D: 不十分又は問題あり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・新たに種子134品種、種菌16品種を受け入れ、保管管理を行った。なお、保管種菌のうち279品種については、凍結保存を併用して管理した。 (表2-1-7参照)</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 カ 栽培地の調査、専門家等からの意見の聴取等により先進的な技術、知識等の導入に努めるとともに、OJT(オンザジョブトレーニング)、専門技術研修の実施により栽培試験担当者の業務運営能力の向上を図</p>	<p>◇栽培試験担当者の業務運営能力の向上 S: 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A: 順調に進んでいる B: 概ね順調に進んでいる C: 不十分又は問題あり D: 不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p>	<p>A</p>

<p>る。</p> <p>【年度計画】 カ 栽培試験実施責任者会議等を開催し、試験実施上の問題点等の早期解決のための検討を行うとともに、OJT（オンザジョブトレーニング）、研修計画に基づく専門技術研修の実施、栽培地の調査、専門家等からの意見の聴取等を行う。また、栽培試験実施責任者の力量を担保するため、資格認定試験を実施する。</p>	<p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> 栽培試験代表実施責任者等会議を開催し、栽培試験の確実な実施及び試験実施上の問題点等について対応方針の検討を行った。なお、気象被害及び病害の発生等により栽培試験の継続が不可能となった品種は23種類58品種であった。（表2-1-8参照） 栽培試験の新任者を対象に、「栽培試験に関するOJTの手引き」に従ってOJTを実施した。 研修計画に基づき、初級専門技術研修、審査基準作成専門技術研修及び中級者専門技術研修を実施し、各研修の成果検証として、プレゼンテーション、レポートの提出及び総合討論等による到達度把握を行った。（表2-1-9参照） 栽培試験実施場所において審査官を交えて現地検討を行い、栽培試験担当者との評価の目合わせを行うとともに、区別性及び均一性の判断の難しい案件等について指導を受けた。 栽培試験に係る技術情報収集のための栽培地の調査を12件、専門家への意見聴取を19件実施した。 栽培試験実施責任者の資質の確保と栽培試験業務の円滑な実施に資することを目的として、栽培試験実施責任者資格認定試験を実施し7名合格した。また、栽培試験実施責任者の能力の維持、指導力の向上を目的とした栽培試験実施責任者習熟度試験を実施した。 	
<p>【中期計画】</p> <p>キ 品種登録審査業務の適切な実施、改善等に資するよう、栽培試験及び栽培試験に関する業務を実施する中で知り得た情報及び知見について、農林水産省に積極的に提供する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>キ 農林水産省に栽培試験実施状況等を四半期毎に報告するとともに、事案発生ごとに情報・知見の提供を行う。</p>	<p>◇栽培試験により得られた情報及び知見の農林水産省への提供 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> 四半期ごとに栽培試験実施状況を整理し、農林水産省に報告した。 栽培試験の成否に係る事項、区別性・均一性の問題に影響のある事項等について事案発生ごとに逐次農林水産省へ報告し、指示等に従い対処するとともに、年間の取りまとめ表を作成し提出した。 	A
<p>【中期計画】</p> <p>(2)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した育成者権の侵害対策及び活用促進と水際取締制度の強化に向けた連携</p> <p>ア 国内外における育成者権の侵害及び活用に関する情報の収集、整理及び分析を行い、講演、ホームページ等を活用して育成者権者、公的機関その他育成者権の関係者（以下「育成者権者等」という。）に提供する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(2)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した育成者権の侵害対策及び活用促進と水際取締制度の強化に向けた連携</p> <p>ア 国内外における育成者権の侵害及び活用に関する情報の収集、整理及び分析を行い、ホームページ上の育成者権の侵害及び活用に関するQ&Aを充実するとともに、講演等により育成者権者、公的機関その他育成者権の関係者（以下「育成者権者等」という。）に対して育成者権の啓発・普及を行う。</p>	<p>◇育成者権の侵害及び活用に関する情報の収集・分析・提供 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた効果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題あり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> 25年度に受けた相談等を基に、育成者権の侵害及び活用に関するQ&Aについて新たに1項目を追加し、計37項目を種苗管理センターのホームページに掲載した。（表2-1-10参照） 都道府県等からの依頼に基づき、育成者権に関する講演を全国で9回行い、参加者数の合計は262名であった。（表2-1-11参照） 	A
<p>【中期計画】</p> <p>イ 地方農政局の知的財産総合相談窓口担当職員、各県の知的財産担当者等に対する支援・情報提供を行うとともに、水際対策を実施する税関とは平成23年度から連絡会議等の定期的な情報交換の場を設置する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>イ 地方農政局の知的財産総合相談窓口担当職員・各県の知的財産担当者等に対する支援・情報提供を行うとともに、税関に対し連絡会議等により情報提供を行う。</p>	<p>◇関係行政機関に対する情報提供 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた効果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題あり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方農政局の知的財産総合相談窓口担当職員、各県の知的財産担当者等からの相談に対して回答・助言を行うとともに、農産物知的財産権保護ネットワーク（福岡県が主催し43道府県が参画）が開催した情報交換会（22道府県の知的財産担当者が出席）において、都道府県内限定品種の利用許諾契約について情報提供を行った。 「見直し基本方針」及び「勧告の方向性」に則し、種苗管理センター主催で実施した打合せに、税関等からも参加し、育成者権に関する情報提供等を行った。 	A

<p>【中期計画】 ウ 育成者権者等からの育成者権の侵害及び活用に関する相談に対して、対抗措置及び活用方法に関する助言等を行う。 また、6次産業化の促進に向け、地域資源を活かした新たな産業の創出等を支援するため、地方農政局の6次産業化担当窓口等と連携し、関係者に対する新品種の保護・活用に関するアドバイスをを行う。</p> <p>【年度計画】 ウ 育成者権者等からの育成者権の侵害及び活用に関する相談に対して、対抗措置及び活用方法に関する助言等を行う。 また、地方農政局の6次産業化担当窓口等と連携し、関係者に対する新品種の保護・活用に関するアドバイスをを行う。</p>	<p>◇育成者権の侵害及び活用に関する相談対応 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた効果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題あり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・育成者権の侵害に関する相談20件に対して、対抗措置等の助言等を行った。また、育成者権の活用に関する相談124件に対して、品種登録制度や種苗法の解説等について回答した。 (表2-1-12参照)</p> <p>◇6次産業化の促進に向けた新品種の保護・活用に関するアドバイス S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた効果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題あり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・新品種を活用した研究開発・成果利用事業の事例を現地調査し、これを基に6次産業化に関する品種保護Gメンの支援を説明したパンフレットを作成した。 ・作成したパンフレットを活用し、地方農政局等の6次産業化担当窓口等と連携を強化するとともに、農林水産省が開催した6次産業化の推進に向けた全国キャラバンにおいて配布した。 ・新品種の活用相談2件に対して、商品開発、種苗の入手先情報等のアドバイスをを行った。</p>	<p>A</p> <p>A</p>
<p>【中期計画】 エ 育成者権の侵害事実の判定 (ア) 育成者権者等からの依頼に基づき、育成者権を侵害した種苗等を判定するための品種類似性試験を迅速に実施する。 また、試験研究機関の成果等を活用し、DNA分析等による品種類似性試験の対象植物を6種類程度拡大する。</p> <p>【年度計画】 エ 育成者権の侵害事実の判定 (ア) 育成者権者等からの依頼に基づき、育成者権を侵害した種苗等を判定するための品種類似性試験を迅速に実施する。 また、試験研究機関の成果等を活用し、DNA分析等による品種類似性試験の対象植物を2種類程度拡大する。</p>	<p>◇品種類似性試験の迅速な実施 指標＝当該年度における試験終了後30日以内に施行（DNA分析の場合7日以内に施行）した件数の全件数に対する割合 S：90%以上であり、かつ、特にすぐれた効果が認められた A：90%以上 B：80%以上90%未満 C：80%未満 D：80%未満であり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・品種類似性試験について35件（比較栽培28件、特性比較1件、DNA分析6件）の依頼があり、年度内に試験が終了した26件（比較栽培19件、特性比較1件、DNA分析6件）については30日以内（DNA分析は7日以内）に依頼者に報告した。なお、試験終了から施行までの平均日数は、比較栽培が28日、DNA分析が6日であった。 (表2-1-13参照)</p> <p>◇品種類似性試験の対象となる植物及びその加工品の種類の拡大 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた効果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題あり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・ひまわりのDNA品種識別技術の妥当性確認試験を実施し、DNA分析による品種類似性試験の対象植物に追加した。 (表2-1-14参照)</p> <p>【特記事項】 ・調査研究の重点課題として、ばれいしょの品種識別技術について取り組み、メーカー情報を収集しマニュアルを作成したが、保有する分析機器の性能ではメーカーの選抜と妥当性確認試験の実施に長期間を要することから、これらを行うことができず、対象植物の追加には至らなかった。</p>	<p>A</p> <p>C</p>
<p>【中期計画】 (イ) 育成者権者等からの依頼に基づき、依頼者とともに現地に赴き、育成者権の侵害が疑われる種苗、生産物及び加工品の栽培、保管、販売等の状況を記録することにより、侵害行為の日時、数量、金額等を証明するとともに、育成者権に係わる種苗、物品等の証拠品を保管することにより、育成者権侵害の立証を支援する。</p> <p>【年度計画】 (イ) 育成者権者等からの依頼に基づき、依頼者とともに現地に赴き、</p>	<p>◇侵害状況の記録及び寄託による種苗、物品等の保管 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた効果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題あり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・育成者権者からの依頼に基づき、1件の侵害状況記録を作成し、18件の寄託を受け、種苗、物品等を保管した。 (表2-1-15参照)</p>	<p>A</p>

<p>育成者権の侵害が疑われる種苗、生産物及び加工品の栽培、保管、販売等の状況を記録することにより、侵害行為の日時、数量、金額等を証明するとともに、育成者権に係わる種苗、物品等の証拠品の寄託を行い育成者権侵害の立証を支援する。</p>		
<p>【中期計画】 (ウ)「育成者権を侵害する物品に該当するか否かの認定手続に係る農林水産大臣の意見聴取に関する省令」(平成18年農林水産省令第4号)に基づき、農林水産省から育成者権侵害物品に係る資料の鑑定の囑託があった場合には、本所において迅速かつ的確にDNA鑑定を実施し、速やかに鑑定結果を報告する。 【年度計画】 (ウ)「育成者権を侵害する物品に該当するか否かの認定手続に係る農林水産大臣の意見聴取に関する省令」(平成18年農林水産省令第4号)に基づき、農林水産省から育成者権侵害物品に係る資料の鑑定の囑託があった場合には、本所において迅速かつ的確にDNA鑑定を実施し、速やかに鑑定結果を報告する。</p>	<p>◇育成者権侵害物品に係る試料の鑑定の囑託に対する迅速かつ的確な鑑定の実施及び報告 指標＝当該年度における7日以内に報告した件数の全件数に対する割合 S：90%以上であり、かつ、特にすぐれた効果が認められた A：90%以上 B：80%以上90%未満 C：80%未満 D：80%未満であり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった(囑託がない場合、本項目の評価は行わない)</p> <p>【事業報告】 ・農林水産省からの囑託はなかった。</p>	<p>—</p>
<p>【中期計画】 (エ) DNA分析による品種類似性試験を的確に実施するため、実用化レベルにあるDNA品種識別技術を積極的に導入し、登録品種等のDNA情報を蓄積しデータベース化を行う。 また、公募事業を活用して登録品種等の標本・DNAの保存を行う。 【年度計画】 (エ) これまでに作成した植物種類のDNA情報データベースについて、新たに出願された品種のDNA情報を追加する。 また、公募事業を活用して登録品種等の標本・DNAの保存を行う。</p>	<p>◇登録品種等のDNA情報のデータベース化 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・いちごの新たに出願された品種等のDNA情報を調査し、DNAデータベースに18品種を追加した。 (表2-1-16参照) ・農林水産省の委託事業「登録品種の標本・DNA保存等事業」を受託し、新たに出願された栄養繁殖性品種のうち484品種について資料保存依頼書を受け付け、488品種の凍結乾燥標本作製し保存した。このうち、栽培試験を実施した398品種についてはさく葉標本を併せて作製し保存した。また、DNA分析技術の確立されている植物の15品種についてDNAを抽出し凍結保存を行った。 一方、育成者権者からの申し出により21品種の凍結乾燥標本、19品種のさく葉標本を廃棄した。 (表2-1-17参照) ・DNA品種識別技術を権利侵害紛争の解決に活用する上で重要となる主要な既存品種の標本・DNAの保存についても、センター独自の取組として63品種の凍結乾燥標本及び56品種のさく葉標本作製し保存した。 (表2-1-17参照)</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (3) 東アジア植物品種保護フォーラムの推進に向けた支援 東アジア植物品種保護フォーラムの活動の一環として、参加国に対する栽培試験技術の付与や品種保護関係の人材育成のため、専門家の派遣や研修を積極的に実施する。 【年度計画】 (3) 東アジア植物品種保護フォーラムの推進に向けた支援 東アジア植物品種保護フォーラムの活動の一環として、参加国に対する栽培試験技術の付与や品種保護関係の人材育成のため、専門家の派遣や研修を積極的に実施する。</p>	<p>◇東アジア植物品種保護フォーラムの推進に向けた支援 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・東アジア植物品種保護フォーラムからの要請に基づき、審査官のための植物品種保護基礎研修及び植物品種保護に関する技術ワークショップ等に専門家として延べ4名の栽培試験担当職員を派遣した。また、シンガポールとマレーシアからの要請により、植物品種保護制度に従事して間もない職員に対しての栽培試験基礎研修を実施し、2名の研修員を受け入れた。 (表2-1-18及び19参照)</p>	<p>A</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-2 農作物（飼料作物を除く。）の種 苗の検査、指定種苗の集取、立入検 査等</p>	<p>○種苗検査業務の質の向上 指標＝各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：2点、A評価：1点、B評価：0点、C評価：-1点、D評価：-2点</p> <p>A：8点以上 B：0点～7点 C：0点未満</p> <p>小項目数：11 評価Sの小項目数：0×2＝0点 評価Aの小項目数：11×1＝11点 評価Bの小項目数：0×0＝0点 評価Cの小項目数：0×-1＝0点 評価Dの小項目数：0×-2＝0点 合計：11点</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (1) 国際的な種子流通の活性化に 対応した流通段階の種苗の表示や品 質の検査等の充実 ア 農林水産大臣から指示のあった 表示検査（15,000点程度/年 度）に対し、農薬使用回数表示の検 査を重点的に行うとともに、過去の 検査結果を集取点数に反映させるこ とにより、的確かつ効果的な集取 （3,000点程度/年度）を行う。 【年度計画】 (1) 国際的な種子流通の活性化に 対応した流通段階の種苗の表示や品 質の検査等の充実 ア 指定種苗の表示検査（15,0 00点程度/年度）について、流通 段階も含めて農薬使用回数表示の検 査を重点的に行うとともに、過去の 検査結果を集取点数に反映させるこ とにより、的確かつ効果的な集取 （3,000点程度/年度）を行う。</p>	<p>◇指定種苗の表示検査の計画的かつ確な実施 指標＝当該年度における表示検査点数 S：目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認め られた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合 C：目標値に対して、80%未満の達成度合 D：目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因が法人の不 適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・指定種苗の表示検査について、過去の検査結果等を踏まえ実施計画を策定し、 種苗業者の店頭に出向きやすいよう4農場に分散して実施し、15,757点の表示 検査を行った。この結果、不完全表示が13点（0.1%）あり、書面による改善 を求め、検査結果を農林水産省に報告した。 （表2-2-1①②参照）</p> <p>◇指定種苗の集取の計画的かつ確な実施 指標＝当該年度における集取点数 S：目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認め られた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合 C：目標値に対して、80%未満の達成度合 D：目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因が法人の不 適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・指定種苗の集取について、過去の検査結果等を踏まえ実施計画を策定し、3,043 点の集取を行った。この結果、表示発芽率に満たないものが70点（2.3%）あ った。 （表2-2-2①②③参照）</p>	<p>A</p> <p>A</p>
<p>【中期計画】 イ 「指定種苗の生産等に関する基 準」（平成20年7月3日農林水産 省告示第1713号）による病害検 査について、本所への検査の集約化 により体制を強化し、実施点数を中 期目標期間中に30点程度増加させ る。 【年度計画】 イ 「指定種苗の生産等に関する基 準」（平成20年7月3日農林水産 省告示第1713号）による病害検 査について、195点以上を実施す る。</p>	<p>◇病害検査点数の拡大 指標＝当該年度における病害検査点数 S：目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認め られた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合 C：目標値に対して、80%未満の達成度合 D：目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因が法人の不 適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・「指定種苗の生産等に関する基準」に基づく4種類5病害について、196点の病 害検査を行った。この結果、3種類21点について罹病種子が認められた。なお、 野菜種子の生産等に関する基準を下回った種子に対しては対応策について照会 中。また、検査及び照会の結果については農林水産大臣へ報告した。 （表2-2-3①②参照） ・このほか、「指定種苗の生産等に関する基準」に基づく品種純度及び遺伝子組 換え種子混入について、それぞれ11種類173点及び1種類36点の検査を行った。 この結果、品種純度検査では検査を終了した種類のうち基準に満たないものは なかった（遺伝子組換え種子の混入については、検査中）。 （表2-2-4①②、2-2-5参照）</p>	<p>A</p>

<p>【中期計画】 ウ 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成15年法律第97号)第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施するとともに、その結果を農林水産省に適切に報告する。その実施体制を確保するため、遺伝子組換え種子の混入のモニタリングについて、毎年度、とうもろこし30点以上、えだまめ10点以上を行う。</p> <p>【年度計画】 ウ 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成15年法律第97号)第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施するとともに、その結果を農林水産省に適切に報告する。その実施体制を確保するため、遺伝子組換え種子の混入のモニタリングについて、とうもろこし30点以上、えだまめ10点以上を行う。</p>	<p>◇カルタヘナ法に基づく立入り、質問、検査、収去及びモニタリングの的確な実施 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」第32条の規定に基づく、農林水産大臣の立入り等の指示はなかった。 ・遺伝子組換え種子の分析体制を確保するため、とうもろこし36点及びえだまめ12点を対象に混入実態のモニタリングを行った(検査中)。 (表2-2-6参照)</p>	A
<p>【中期計画】 エ 種苗検査担当者による業務実施上の問題点等の解決のための検討を行うとともに、専門技術研修、技能チェック等を行う。 また、I S T A (国際種子検査協会)が行う熟練度テストに参画する。</p> <p>【年度計画】 エ 種苗検査担当者による業務実施上の問題点等の解決のための検討を行うとともに、研修計画に基づく専門技術研修の実施、技能チェック等を行う。 また、I S T A (国際種子検査協会)が行う熟練度テストに参画する。</p>	<p>◇種苗検査担当者の業務運営能力の向上 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・I S T Aによる3年に1度の査察を受け、重要指摘事項に対しては速やかに是正措置を取り、承認検査所として再認証を受けた。 ・種苗検査担当者会議を開催し、業務実施上の問題点等の解決のための検討を行った。この結果を踏まえ、室内における品質検査の集約化に向けた取組と品種純度検査及びE U向け輸出野菜種子の事後検定では配置人員に見合った計画に変更するなど、業務の改善に反映させた。 ・依頼検査におけるサンプリングについて、技術研修を実施した。 ・種子検査担当者を対象として、2種類の種子について発芽検査のレフリーテストを実施し、成績不良者に対しては技術指導を行った。 ・I S T Aが行う熟練度テストに参画し、3回のテストの全てにおいてA評価を得た。 (表2-2-7(1)参照) ・I S T Aが行う遺伝子組換え種子検査の熟練度テストに参画し、とうもろこしにおける定性検査はA評価。えだまめにおける定性及び定量検査では、8サンプル中1サンプルを誤判定したためC評価となった。なお、誤判定を繰り返さないための措置として、品質保証マニュアルに従い原因究明を行う。 (表2-2-7(2)参照)</p>	A
<p>【中期計画】 オ 種苗流通の適正化に資するよう、種苗検査業務を実施する中で知り得た情報及び知見について、農林水産省に積極的に提供する。</p> <p>【年度計画】 オ 種苗検査業務を実施する中で知り得た情報及び知見について、事業発生ごとに農林水産省に速やかに報告する。</p>	<p>◇種苗検査により得られた情報及び知見の農林水産省への提供 S：十分行われており、かつ、特に優れた成果が得られた A：十分行われている B：概ね行われている C：不十分または問題あり D：不十分または問題あり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・事業発生ごとに速やかに農林水産省に報告するとともに、指定種苗の検査の際に集取した種子のうち、発芽率が極端に低いもの5点について、検査結果の判明後、直ちに報告した。</p>	A

<p>【中期計画】 (2) 国際的な種子流通の活性化に対応した依頼検査の実施 ア 的確かつ迅速な検査を基本に、検査試料の提出が遅れたもの等特別の事情があるものを除き、検査依頼のあった日から50日以内に検査結果の報告を行うものとする。</p> <p>【年度計画】 (2) 国際的な種子流通の活性化に対応した依頼検査の実施 ア 的確かつ迅速な検査を基本に、検査試料の提出が遅れたもの等特別の事情があるものを除き、検査依頼のあった日から50日以内に検査結果の報告を行う。</p>	<p>◇依頼検査の迅速化 指標＝当該年度における50日以内に検査結果報告を行った件数の全検査件数に対する割合 S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、100%以上の達成度合 B：目標値に対して、90%以上～100%未満の達成度合 C：目標値に対して、90%未満の達成度合 D：目標値に対して、90%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・依頼検査は、全て本所で実施している。従来から実施してきた国内外の種子検査334件、種苗及びその生産ほ場の土壌の放射性物質測定検査3件の依頼があり、いずれも依頼のあった日から50日以内に検査結果報告を行った。 (表2-2-8(1)及び(2)参照) ・福島第一原子力発電所の事故に対して、種苗についても食品と同じように輸出先国や取引先から放射性物質汚染についての証明が求められたことから、事故の起こった日以前に収穫されたものであること等の生産履歴に関する証明書を12件について発行した。 (表2-2-8(3)参照)</p>	A
<p>【中期計画】 イ 依頼者の関心事項及び満足度を調査し、業務の改善を図るとともに、クレームがあった場合には、適切に対処する。</p> <p>【年度計画】 イ 依頼者の関心事項及び満足度を調査し、業務の改善を図るとともに、クレームがあった場合には、適切に対処する。</p>	<p>◇依頼者の意向把握及びクレームへの適切な対処 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・25年度において顧客満足度調査を実施した結果、①現在の依頼検査項目で十分とする回答が85.7%、②15種類の種子病害検査で満足しているが78.6%であった。 ・依頼検査(病害)に対する要望は、①果実汚斑細菌病の対象種類の拡大と受入点数の増大、②トマトやメロン等の対象病害の拡充、③新技術の研修の実施等であった。 ・依頼者からのクレームはなかった。</p>	A
<p>【中期計画】 ウ ウリ科果実汚斑細菌病をはじめとする種子伝染性病害の検査要請に対応し、中期目標期間中に検査対象病害を2種類以上拡大する。</p> <p>【年度計画】 ウ (25年度は依頼検査における検査項目の拡大について該当なし)</p>	<p>◇依頼検査における検査項目の拡大 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・前年度、種苗業者への種子伝染性病害アンケートにおいて拡大要望が高かった果実汚斑細菌病について、キュウリ、カボチャ及びユウガオを追加した。</p>	A
<p>【中期計画】 エ 種苗業者がE/C加盟国のナショナルカタログへ品種登録した種子の事後検定及びO/E/C/D品種証明制度に基づく種苗業者の輸出用てんさい種子の品種の証明に係る種子の検査を実施するとともに、検査終了後、検査結果を適切に報告する。</p> <p>【年度計画】 エ 種苗業者がE/C加盟国のナショナルカタログへ品種登録した野菜種子の事後検定について年次計画に基づき実施し、農林水産省に報告する。 また、O/E/C/D種子制度に基づく種苗業者の輸出用てんさい種子の品種の証明に係る種子の検査依頼があった場合には的確かつ迅速な検査を実施し、検査結果を報告する。</p>	<p>◇種苗の品質証明等に係る検査の着実な実施 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・年次計画に基づき、12種類のEU向け輸出野菜種子について記録の作成及びサンプルの保管状況の検査を行った。また、11種類79品種について事後検定を実施し、検定結果を速やかに農林水産省に報告した。 (表2-2-9参照) ・輸出用てんさい種子の品種の証明に係る種子の検査依頼はなかった。</p>	A

<p>【中期計画】 オ I S T A 等が開催する会議について、農林水産省からの職員の派遣の要請に基づき、職員を派遣する等積極的に参画する。また、I S H I (国際健全種子推進機構)が行う比較試験等の検査法の国際標準化に向けた活動に参画し、必要に応じ職員を派遣する。</p> <p>【年度計画】 オ I S T A 等が開催する会議について、農林水産省からの職員の派遣の要請に基づき、職員を派遣する等積極的に参画する。また、I S H I (国際健全種子推進機構)が行う比較試験等の検査法の国際標準化に向けた活動に参画し、必要に応じ職員を派遣する。</p>	<p>◇ I S T A 等が開催する会議への職員の派遣 S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・農林水産省からの要請に基づき、I S T A の総会に日本代表として職員を派遣するとともに、同理事会に職員を理事として出席させ、I S T A の運営に参画させた。 また、I S H I の会議に職員を出席させ、世界における病害検査についての情報を収集した。</p>	<p>A</p>
---	--	----------

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-3 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等</p>	<p>○種苗生産業務の質の向上 指標＝各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：2点、A評価：1点、B評価：0点、C評価：-1点、D評価：-2点</p> <p>A：18点以上 B：0～17点 C：0点未満</p> <p>小項目数：26（うち、評価対象外2小項目） 評価Sの小項目数：0×2＝0点 評価Aの小項目数：22×1＝22点 評価Bの小項目数：2×0＝0点 評価Cの小項目数：0×-1＝0点 評価Dの小項目数：0×-2＝0点 合計：22点</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (1) 需要に即した原原種の安定供給 ア 「食料・農業・農村基本計画」に即し、道県の需要量のほぼ100%を確保できる生産配布計画を毎年度作成し、同一品種を複数農場で栽培すること等により、台風や冷害等の気象変動や病虫害の発生等のリスク分散を行いつつ需要に応じた供給を行う。 【年度計画】 (1) 需要に即した原原種の安定供給 ア 生産配布計画に基づき、以下のとおり生産し、需要に応じた供給を行う。 平成26年春植用ばれいしょ原原種 66,784袋 平成26年秋植用ばれいしょ原原種 2,928袋 平成26年春植用さとうきび原原種 1,207千本 平成26年夏植用さとうきび原原種 1,459千本</p>	<p>◇春植用ばれいしょ原原種の需要量に即した供給量の確保 指標＝当該年度における春植用ばれいしょ原原種供給量 S：目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合 C：目標値に対して、80%未満の達成度合 D：目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・26年春植用ばれいしょ原原種については、生産計画数量66,784袋に対し、78品種69,074袋（103.4%）を生産した。道県からの配布申請は3品種の申請が取りやめとなり65,166袋であり、75品種65,156袋（充足率100.0%）を配布した。 ・春先の長雨による植付け遅れ、夏場の干ばつ、収穫直前の大雨による土壌流出等の影響により一部品種で減収及び品質の低下がみられたことから、規格外品による配布や配布数量の品種間調整を行った。 （表2-3-1参照）</p> <p>◇秋植用ばれいしょ原原種の需要量に即した供給量の確保 指標＝当該年度における秋植用ばれいしょ原原種供給量 S：目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合 C：目標値に対して、80%未満の達成度合 D：目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・25年秋植用ばれいしょ原原種については、生産計画数量3,066袋に対し、20品種3,356袋（109.5%）を生産した。各県からの配布申請は2,810袋であり、申請のあった20品種全量を配布した。なお、アイノアカについては規格内収量が不足したため、一部小粒規格で配布した。 ・26年秋植用ばれいしょ原原種については、生産計画数量2,665袋に対し、20品種2,665袋（100.0%）の生産を見込んでいる。 （表2-3-1参照）</p> <p>◇春植用さとうきび原原種の需要量に即した供給量の確保 指標＝当該年度における春植用さとうきび原原種供給量 S：目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合 C：目標値に対して、80%未満の達成度合 D：目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・26年春植用さとうきび原原種については、23年度及び24年度の大規模な台風の通過・接近により、配布数量が大幅に減少したことを踏まえ、生産計画数量を見直し、①沖縄農場の危険率を10%から20%に増加、②鹿児島農場において沖縄県向け農林8号を50千本、農林22号を30千本増産することとし、26年春植用生産計画数量を1,207千本とした。台風等の被害もなく順調に生育したことから、</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>

	<p>指標＝当該年度に配布したばれいしょ原原種の萌芽率 S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、100%以上の達成度合 B：目標値に対して、90%以上～100%未満の達成度合 C：目標値に対して、90%未満の達成度合 D：目標値に対して、90%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・種ばれいしょに係る標準検査手順書に基づき、適正なほ場管理、栽培管理を行い品質の維持・向上に努めた結果、ばれいしょ原原種の萌芽率は以下のとおりであった。 25年秋植用ばれいしょ原原種：99.8% 26年春植用ばれいしょ原原種：97.5% (表2-3-2参照)</p> <p>◇さとうきび原原種の品質の維持・向上 指標＝当該年度に配布したさとうきび原原種の発芽率 S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、100%以上の達成度合 B：目標値に対して、90%以上～100%未満の達成度合 C：目標値に対して、90%未満の達成度合 D：目標値に対して、90%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・さとうきび原原種生産配布技術指針に基づき、適正なほ場管理、栽培管理を行い品質の維持・向上に努めた結果、さとうきび原原種の発芽率は以下のとおりであった。 25年夏植用さとうきび原原種：96.6% 26年春植用さとうきび原原種：99.2% (鹿児島農場) (表2-3-2参照)</p>	A
<p>【中期計画】 ウ ばれいしょ原原種の培養系母本を基にした急速増殖技術を活用した生産体系において、品種の純粋性の維持を図るため、ほ場において生態的特性を含めた品種特性の確認を行い、培養変異のチェックを強化する。 【年度計画】 ウ ばれいしょ原原種の培養系母本を基にした急速増殖技術を活用した生産体系において、培養母本を更新する品種についてほ場における生態的特性を含めた品種特性の確認を行う。</p>	<p>◇ばれいしょ原原種の品種の純粋性の維持 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・ばれいしょ原原種の培養系母本を基にした急速増殖技術を活用した生産体系において、培養変異をチェックするため原原種段階での特性調査を実施した。また、品種の純粋性の維持を図る観点から培養系母本の元となる母塊茎の生態的特性を含めた特性確認調査を実施し、品種特性の確認を行った。</p>	A
<p>【中期計画】 エ 加工食品用(フライドポテト等)をはじめ用途に応じた新品種等の供給拡大に対応するため、第2期中期計画で導入した急速増殖によるミニチューバーを用いた原原種生産体系の拡大により増殖率を高め、原原種の供給期間の短縮を図る。 【年度計画】 エ 加工食品用等新品種について、実需者等のニーズを踏まえ、急速増殖によるミニチューバーを用いた原原種生産体系等により、通常より1年短縮して配布する。</p>	<p>◇ばれいしょ新品種等の原原種供給期間の短縮 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・新品種の緊急増殖に関する依頼はなかった。 ・早期普及の要望があったスノーマーチについて、24年度に基本ほにミニチューバー生産用発根苗を定植して生産した基本種を用い、25年度に通常より1年短縮して原原種として生産配布した。</p>	A

<p>【中期計画】 オ 原原種の生産見込数量の把握を適時に行い、収穫調製から配布数量決定までの期間の短縮に努めるとともに、生産見込数量を関係道県に早期に提示し、配布数量決定までに係る事務処理の迅速化を図り、配布申請時から配布開始までの期間をばれいしよ1.5か月及びさとうきび2か月以内とする。</p> <p>【年度計画】 オ 原原種の生産見込数量の把握を適時に行い、収穫調製から配布数量決定までの期間の短縮に努めるとともに、生産見込数量を関係道県に早期に提示し、配布数量決定までに係る事務処理の迅速化を図り、配布申請時から配布開始までの期間をばれいしよ1.5か月及びさとうきび2か月以内とする。</p>	<p>◇ばれいしよ原原種の配布の迅速化 指標＝ばれいしよ原原種の配布申請時から配布開始までの期間 S：1.5ヶ月以内であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：1.5ヶ月以内 B：1.5ヶ月を超え2ヶ月以内 C：2ヶ月を超える D：2ヶ月を超え、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・各道県で行われるばれいしよ種苗の需給協議会等に参加し、需要動向の的確な把握に努めるとともに、原原種生産農場から定期的に報告される収穫・選別状況等を基に迅速に配布数量の決定を行った結果、配布申請時から配布開始までの期間は以下のおりであった。 25年秋植用ばれいしよ原原種：0.3ヶ月 26年春植用ばれいしよ原原種：0.3ヶ月</p> <p>◇さとうきび原原種の配布の迅速化 指標＝さとうきび原原種の配布申請時から配布開始までの期間 S：2ヶ月以内であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：2ヶ月以内 B：2ヶ月を超え3ヶ月以内 C：3ヶ月を超える D：3ヶ月を超え、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・県で開催されるさとうきび種苗対策連絡会議に参加し、需要動向の的確な把握に努めるとともに、原原種生産農場から定期的に報告される生産見込み報告を基に迅速に配布数量決定を行った結果、配布申請時から配布開始までの期間は以下のおりであった。 25年夏植用さとうきび原原種：0.3ヶ月 26年春植用さとうきび原原種：0.2ヶ月</p>	<p>A</p> <p>A</p>
<p>【中期計画】 カ 原原種の配布先である道県に対し、アンケート調査を毎年実施し、アンケート結果に基づき次年度以降の原原種生産配布に関する改善計画を作成して業務の改善を図るとともに、クレームがあった場合には適切に対処することにより、アンケート結果で顧客満足度5段階評価の4.0以上を得よう努める。</p> <p>【年度計画】 カ 原原種の配布先である道県に対し、アンケート調査を実施し、アンケート結果に基づき次年度以降の原原種生産配布に関する改善計画を作成して業務の改善を図るとともに、クレームがあった場合には適切に対処することにより、アンケート結果で顧客満足度5段階評価の4.0以上を得よう努める。</p>	<p>◇アンケート結果に基づく原原種生産配布に関する改善計画の作成と業務の改善 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・25年度は、業務改善を推進するに当たって、センター内にとどまらず広く実需者からの意見や情報を収集することを目的に、新たに「ばれいしよ原原種及び原種生産に関する北海道連絡会」を発足させ、栽培管理や病害虫対策などの種いも生産を取り巻く状況について意見交換を行い、その結果を踏まえ、ほ場管理やウイルス病の後期感染対策を強化した。 ・原原種を配布した農協及び道県に対し、前年度に実施したアンケート調査結果を受け、評価点の低い項目及び指摘事項を全てピックアップし、その対応策について検討を行い、25年度改善計画を作成した。同計画に沿って、26年春植用として配布する原原種については、生育期間を通じて病害虫防除と病株・異常株等の抜取りを徹底するとともに、農場周辺の環境浄化対策として種ばれいしよの更新者を増加させ、さらに従来から指摘のあった外観品質について、8月に開催された原原種配布打合せ会議において選別基準を確認するなど、業務の改善を実施した。 ・また、24年秋に配布した原原種（25年春植用）の一部において、萌芽不良が確認されたことから、急ぎよ8月に担当部長等会議を開催し、再発防止対策として、収穫以降の品質管理チェックリストの作成や温度管理の徹底、農場の品種構成の見直しを図るとともに、品質マニュアルに沿った各農場ごとの作業手順書の作成を進めた。 （表2-3-3参照）</p> <p>◇ばれいしよ原原種配布先の満足度の向上 指標＝当該年度におけるばれいしよ原原種配布先アンケート結果での顧客満足度 S：4.0以上であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：4.0以上 B：3.0以上4.0未満 C：3.0未満 D：3.0未満であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・ばれいしよ原原種のアンケート結果における顧客満足度は以下のおりであった。 25年度春植用ばれいしよ原原種：3.8 25年度秋植用ばれいしよ原原種：4.0 ・なお、アンケートの配布時期については、これまで春植用と秋植用を同時に12月に配布してきたが、実需者からの要望もあり、指摘事項に早期に対応できるよう、25年度からは原原種の受取り時から貯蔵、植付け、萌芽状況までを確認できる時期（春植用8月、秋植用11月）に変更した。 （表2-3-4参照）</p>	<p>A</p> <p>B</p>

	<p>【特記事項】 ・25年度春植用ばれいしょ原原種の顧客満足度が低かった理由は、北海道における夏場の高温、干ばつによる影響で配布した原原種の一部に小粒塊茎、傷、打撲等の規格外品の混入及び植付け後の不萌芽が発生したためである。</p> <p>◇さとうきび原原種配布先の満足度の向上 指標＝当該年度におけるさとうきび原原種配布先アンケート結果での顧客満足度 S：4.0以上であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：4.0以上 B：3.0以上4.0未満 C：3.0未満 D：3.0未満であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・さとうきび原原種のアンケート結果における顧客満足度は以下のとおりであった。 25年度春植用さとうきび原原種：4.3 25年度夏植用さとうきび原原種：4.4 (表2-3-4参照)</p> <p>◇クレームへの適切な対処 S：適切に対処されており、かつ、特に優れた成果が得られた A：適切に対処されている B：一部に問題があった C：問題があった D：問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった (クレームがない場合は、本項目の評価は行わない。)</p> <p>【事業報告】 ・十勝農場産インカのひとみに塊茎腐敗及び萌芽不良、胆振農場産ホッカイコガネに萌芽不良の品質問題が発生したことから、現地調査等を実施し、協議の結果、生産不足相当分を一般種苗用として補填を行った。 ・このほか、ばれいしょ原原種の配布先から8件のクレームがあり、本所と農場との連絡を密にし、各農場に適時適切な指示を行うとともに、確認シートにより必要事項を確認しつつ現地向いて丁寧に対処した結果、クレームの相手方の了解を得ることができた。 (表2-3-5参照)</p> <p>【特記事項】 ・問題となった塊茎腐敗及び萌芽不良については、急きょ8月に担当部長等会議を開催し、再発防止対策として、収穫以降の品質管理チェックリストの作成や温度管理の徹底を図るとともに、品質マニュアルに沿った各農場ごとの作業手順書の作成を進めた。加えて、12月の担当部長等会議では、植付けから収穫・配布に至る一連の業務の実施状況について点検・評価するとともに、各農場ごとの品種構成の見直しを行った。また、今後のクレーム対応についても採種団体と協議を進めた。 ・なお、問題となった品種(ホッカイコガネ)については、26年3月に雲仙農場に原原種を送付し、萌芽調査を実施した。その結果、97%以上の萌芽率であることを確認した。</p>	<p>A</p> <p>B</p>
<p>【中期計画】 キ 不測時における食料安全保障への対応として、緊急増殖のためのほ場を確保するとともに国の要請に応じて備蓄を行う。 【年度計画】 キ 不測時における食料安全保障への対応として、緊急増殖のためのほ場を確保するとともに国の要請に応じて備蓄を行う。</p>	<p>◇不測時におけるばれいしょへの転換等による食料の増産のための支援体制の確保 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・輪作体系に組み入れられていない草地について、不測時にばれいしょほ場へ転換できるよう管理を行うとともに、農林水産省防災業務計画に基づき、ばれいしょ60t及び予備貯蔵終了後のそば23tの備蓄を行った。</p>	<p>A</p>

<p>【中期計画】 ク 試験研究機関等との情報交換を密接に行うとともに、育種、栽培技術開発等に必要な調査用種苗の提供を行う。また、試験研究機関等と連携し、有望系統等の段階から母本の無病化、増殖特性の確認等を行うとともに、必要に応じて急速増殖を行うことにより、新品種の開発・普及を支援する。</p> <p>【年度計画】 ク 試験研究機関等との情報交換を密接に行うとともに、育種、栽培技術開発等に必要な調査用種苗の提供を行う。また、試験研究機関等と連携し、有望系統等の段階から母本の無病化、増殖特性の確認等を行うとともに、必要に応じて急速増殖を行う。</p>	<p>◇試験研究機関等との情報交換及び育種、栽培技術開発等に必要な調査用種苗の提供 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・(独)農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター、同機構九州沖縄農業研究センター等の試験研究機関と新品種の品種特性、病害検定等に係る情報交換を行った。 また、試験研究機関等からの申請に対し調査用種苗の提供を以下のとおり行った。 25年秋植用ばれいしょ：680kg 26年春植用ばれいしょ：14,364kg 25年春植用さとうきび：13,600本 25年夏植用さとうきび：300本 ・ばれいしょ加工適性研究会に出席し、普及が見込まれる有望系統の情報収集に努めた。</p> <p>◇試験研究機関等との連携による母本の早期無毒化等 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・(独)農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター、同機構九州沖縄農業研究センター等の試験研究機関からばれいしょ及びさとうきびの有望育成系統を受け入れ、母本の無病化、増殖特性の確認を以下のとおり行った。 ばれいしょ受入数：無病化8系統、増殖特性確認12系統 さとうきび受入数：無病化13系統、増殖特性確認13系統</p>	<p>A</p> <p>A</p>
<p>【中期計画】 ケ 道県からの申請に応じ、選別による規格分けにより小粒種いもを供給するとともに、大型コンテナ、フレコンバックによる配布を行う。</p> <p>【年度計画】 ケ 道県からの申請に応じ、選別による規格分けにより小粒種いもを供給するとともに、フレコンバックによる配布を行う。</p>	<p>◇実需者ニーズに対応した小粒種いもの供給及び省力的な配布 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・小粒種いもの生産・配布について、道県の申請に応じ、選別による規格分けによりコナフブキの小粒(30g～60g)238袋を配布した。また、フレコンバックでの配布要望のあった一部の品種について242t(12,101袋相当)を配布した。 ・北海道中央農場において、(独)農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センターの指導の下、全粒植えに適した小粒種いも(30g～90g)の安定的生産方法の検討として、前年度に引き続き、小粒塊茎生産技術の確立に向け、ジベレリン処理による品種ごとの効果や次世代への影響等の調査を行った。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 コ 原原種生産担当者による業務実施上の問題点の早期解決のための検討を行うとともに、専門技術研修等の実施により、原原種生産担当者の業務運営能力の向上を図る。</p> <p>【年度計画】 コ 原原種生産担当者会議を開催し、業務実施上の問題点の早期解決のための検討を行うとともに、研修計画に基づいて専門技術研修を行う。</p>	<p>◇原原種生産担当者の業務運営能力の向上 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・種苗生産担当部長等会議を2回開催し、春先の萌芽不良に関する品質問題を受けて、再発防止対策として、収穫以降の品質管理チェックリストの作成や温度管理の徹底を図るとともに、業務の実施状況について点検・評価を実施した上で、品質マニュアルに沿った各農場ごとの作業手順書を作成した。 ・ミニチューバー生産現地検討会を開催し、ばれいしょの安定供給、品質向上、品種特性確認等について検討を行った。 ・研修計画に基づき、種苗生産専門技術研修(種ばれいしょ検査)を実施し、研修成果の検証としてジャガイモシストセンチュウ検診技術に関する技量の確認を行うとともに、場所間研修としてPCRを用いた病害検定法に関する研修を上北農場において実施した。 ・重要病害虫に対する危機管理体制を強化するため、ジャガイモシストセンチュウ発生模擬訓練を実施した。</p>	<p>A</p>

<p>【中期計画】 サ ばれいしょ及びさとうきびの生産の振興及び適正な流通に資するため、原原種生産配布業務を実施する中で知り得た情報及び知見について、農林水産省に積極的に提供する。 【年度計画】 サ 農林水産省に原原種の配布実績等について定期的に報告するとともに、当該作物に係る各地域の情報を収集し、随時提供する。</p>	<p>◇原原種の生産及び配布により得られた情報及び知見の農林水産省への提供 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・原原種配布終了後、作期ごとに各農場からの配布実績報告書を取りまとめ、定期的に農林水産省に報告を行うとともに、原原種の生産及び配布により得られた情報及び知見について随時農林水産省に報告した。</p>	A
<p>【中期計画】 (2) 輪作ほ場等を活用した種苗生産 ア 輪作ほ場、不測時の増殖ほ場等を活用して、災害時の代作用種子として、そばの生産及び予備貯蔵(予備貯蔵量15トン/年度)を実施し、必要に応じて都道府県に配布する。 【年度計画】 (2) 輪作ほ場等を活用した種苗生産 ア 輪作ほ場、不測時の増殖ほ場等を活用して、災害時の代作用種子として、そばの生産及び予備貯蔵(予備貯蔵量15トン/年度)を実施し、必要に応じて都道府県に配布する。</p>	<p>◇災害対策用そば種子の生産及び予備貯蔵 指標＝当該年度におけるそばの予備貯蔵量 S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、100%以上の達成度合 B：目標値に対して、90%以上～100%未満の達成度合 C：目標値に対して、90%未満の達成度合 D：目標値に対して、90%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・種苗管理センター災害対策用雑穀種子配布運営要領に基づき、災害時の代作用種子として輪作ほ場を活用してそばを生産し、15tの予備貯蔵を行った。</p> <p>◇災害対策用そば種子の都道府県への配布 S：要請に的確に対応し、かつ、特に優れた成果が得られた A：要請に的確に対応した B：要請に概ね的確に対応した C：問題あり D：問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・要請はなかった。</p>	A —
<p>【中期計画】 イ 公的機関等からの要請に応じて、生食用のみならず加工食品用やバイオ燃料用等早期普及が必要な畑作物等の調査研究用種苗等を生産し、配布する。 【年度計画】 イ 公的機関等からの要請に応じて、生食用のみならず加工食品用やバイオ燃料用等早期普及が必要な畑作物等の調査研究用種苗等及び災害復旧復興のための畑作物等の種苗を生産し、配布する。</p>	<p>◇早期普及が必要な畑作物等の調査研究用種苗等の生産及び配布 S：的確に対応し、かつ、特に優れた成果が得られた A：的確に対応した B：概ね的確に対応した C：問題あり D：問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった (要請、必要性がない場合は規定の整備に関してのみ評価を行う。)</p> <p>【事業報告】 ・要請はなかった。</p>	—

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-4 1~3の業務に係る技術に関する調査及び研究</p>	<p>○調査研究業務の質の向上 指標＝各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：2点、A評価：1点、B評価：0点、C評価：-1点、D評価：-2点</p> <p>A：5点以上 B：0～4点 C：0点未満</p> <p>小項目数：7（うち、評価対象外1小項目） 評価Sの小項目数：0×2＝0点 評価Aの小項目数：5×1＝5点 評価Bの小項目数：1×0＝0点 評価Cの小項目数：0×-1＝0点 評価Dの小項目数：0×-2＝0点 合計：5点</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (1)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即したDNA品種識別技術の開発 ア DNA分析による品種類似性試験の対象植物を6種類程度拡大するため、技術開発を行うとともに、実用化段階にあるDNA品種識別技術について品種識別マニュアルを作成しセンター内での妥当性確認を行う。</p> <p>【年度計画】 (1)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即したDNA品種識別技術の開発 試験研究機関等が開発したDNAマーカーやDNA品種識別技術に関する情報を収集し、実用化に向けての課題を整理する。また、ばれいしょ及びひまわりのDNA品種識別技術について品種識別マニュアルを作成しセンター内での妥当性確認を行う。</p>	<p>◇DNA分析による品種類似性試験の対象植物の拡大 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・ばれいしょについて、帯広畜産大学他から情報を収集し、マニュアルの作成に向けてマーカーの開発者と情報交換を行った。 ・日本DNA多型学会において試験研究機関等のDNA品種識別技術の情報収集を行った。 ・UPOVのDUS試験と分子技術に関する合同ワークショップ（中国）に参加し、他国のDNA品種識別技術の開発状況等の情報収集を行った。 ・ファレノプシスの品種識別技術について、開発元である台湾種子改良繁殖場との協力体制の構築に向け情報交換を行った。 ・ホームページに試験研究機関の最新の技術開発状況を掲載した。 ・とうもろこしについて、26年度に妥当性確認を行うため、登録品種16品種を含む22品種の葉を採取した。</p> <p>◇DNA品種識別マニュアル作成及び妥当性確認 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・ばれいしょについて、情報収集の結果から11マーカーによるマニュアルを作成した。なお、妥当性確認には至らなかった。 ・24年度に作成したひまわりのDNA品種識別作業書(案)について、「DNA品種識別技術の試験室内妥当性確認手順書」に従い妥当性確認を実施し、DNA分析による品種類似性試験の対象植物にひまわりを追加した。</p> <p>【特記事項】 ・ばれいしょについてはマニュアルを作成したが、保有する分析機器の性能ではマーカーの選抜と妥当性確認試験の実施に長期間を要することから、これらを行うことができなかった。</p>	<p>A</p> <p>B</p>
<p>【中期計画】 イ 農産物の加工品におけるDNA品種識別技術の実用化を行い、マニュアル化する。</p> <p>【年度計画】 (23年度に措置済み)</p>	<p>◇農産物の加工品におけるDNA品種識別技術の実用化 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・該当なし。</p>	<p>—</p>

<p>【中期計画】 (2) 国際的な種子流通の活性化に対応した種子伝染性病害の検査技術の確立 エンドモザイク病等の重要な種子伝染性病害(3病害程度)について、簡易かつ信頼性の高い検査法を実用化する。 【年度計画】 (2) 国際的な種子流通の活性化に対応した種子伝染性病害の検査技術の確立 ウリ科果実汚斑細菌病の種子検査法について、カボチャやトウガン等の大粒の種子に適用できる手法に関する調査を行う。</p>	<p>◇種子伝染性病害の検査法の実用化 S: 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A: 順調に進んでいる B: 概ね順調に進んでいる C: 不十分又は問題あり D: 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・ウリ科果実汚斑細菌病について、キュウリ、カボチャ、ユウガオ及びトウガンの種子に病原細菌を接種し、発芽苗における病原細菌の増殖を調査した結果、いずれの作物でも指数的に増殖することを確認した。作製した人工汚染種子を混合した種子を供試し、現行の検査法がこれらの植物種子に適用できることを確認するとともに、増菌培養を行うポリ袋のサイズを大きくすることにより大幅に省力化が図れることを確認した。この成果を基に、キュウリ、カボチャ及びユウガオを同病種子検査の対象作物に追加した。さらに、現在実施中のスイカ及びメロンの検査実施可能点数を現行の3倍に増やすことが可能となった。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (3) コスト低減と品質の向上のための原種生産技術の開発 ア ばれいしょのミニチューバー及びさとうきびの側枝苗の生産効率を高めるための技術を開発する。 【年度計画】 (3) コスト低減と品質の向上のための原種生産技術の開発 ア ばれいしょ養液栽培による施設内生産技術の高度化及び器内培養苗の効率的培養に関する調査並びにさとうきび側枝苗を用いた生産技術の高度化に関する調査を行う。</p>	<p>◇種苗生産のコスト低減に係る技術の開発 S: 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A: 順調に進んでいる B: 概ね順調に進んでいる C: 不十分又は問題あり D: 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・ばれいしょ養液栽培による施設内生産技術について (1) 生産方式による増殖率の比較調査 ばれいしょ養液栽培による施設内生産技術について、24年度に引き続き、養液栽培(孀恋方式)、エアロポニックス及び2方式折衷方式のMnT増殖率比較調査を行った結果、25年度は養液栽培(孀恋方式)が優れた結果となった。しかし、エアロポニックスと2方式折衷方式でバルブの開閉操作ミスにより一部枯ちょうを起し減収となったことも影響している可能性が考えられたため、26年度も引き続き調査を行う予定である。 (2) パーミキュライト培地厚の低減による増殖率向上の実証調査 これまでの結果から、25年度はパーミキュライト培地厚を従来の1/3の約1cm、給液回数を成長に合わせ3~8回/日、定植後約1ヶ月及び秋期は補光により長日条件として、18品種についてMnT生産の実証調査を実施した結果、従来法による過年度のMnT生産実績と比較して増殖率が早生品種と中生のシンシアで向上したが、中晩生品種では低下した。中晩生品種は一般に茎長が長くなり、培地厚1cmでは若干水分不足となったほか、長日条件が影響したと考えられ、26年度は改善策について検討することとした。 (3) 器内培養苗の効率的培養に関する調査 限られた施設で多品種の器内培養苗を効率的に培養する方法を探るため、主要20品種について、温度と光条件に対する感受性(シュート伸長、乾物量の増加、イディーマ(茎葉のカルス化)発症程度等)を評価した結果、培養条件への適応範囲の広狭(培養管理の難易)に応じ4つにグループ分けできた。また、24年度に引き続き蛍光灯の代替光源としてのLEDの導入可能性について検討した結果、光強度の増加は培養苗の葉と根部の乾物量の増加に寄与することが明らかとなったほか、乾物生産の増加には光強度より日長時間の増が有効であった。さらに24年度に引き続きSTN(シュート頂壊死)の原因について調査した結果、通気条件とシュート内のカルシウム含量の関係では、これまでの試験同様に通気量や培地のカルシウム濃度を増加させるとSTN発症率の低下がみられたが、原因究明には至らなかった。 器内培養苗の定植後の生育障害発生防止を目指し、養液栽培に適した幼苗順化法を開発するため、温度条件に対する順化後の幼苗の生理的変化を比較した結果、低温条件では幼苗の生育が劣り、品種によっては塊茎形成が認められたことから、順化期間中の低温は幼苗生育と塊茎形成に影響を与えることが推察された。 ・さとうきび側枝苗の増殖率向上技術について さとうきび側枝苗の増殖率向上のため、NiF8及びNi15を用いた母木の1節苗形態による側枝苗生産方法について、2次側枝発生数、採苗数を調査した結果、現行法(地上部6節の母木法)より苗揃いが良く、短期間で高い増殖率が得られた。今後、他品種の本法への適応の確認を行うこととしている。</p>	<p>A</p>

<p>【中期計画】 イ ジャガイモYモザイク病欧州型えそ系統の系統判別、ジャガイモやせいも病等の検定手法を実用化するとともに、輪腐病のPCR検定技術を確立する。 【年度計画】 イ ポテトスピンドルチューバーウイロイド（PSTVd）及び輪腐病の検定手法の実用化に関する調査を行う。</p>	<p>◇ばれいしょ病害検定手法の実用化 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・横浜植物防疫所より、ばれいしょ塊茎からポテトスピンドルチューバーウイロイド（PSTVd）を含むポスピウイロイド属を検出する方法を導入した。本法は全10種のポスピウイロイド属のうちPSTVdを含む8種のウイロイドを検出するプライマーを用いるものであり、これを基に、ばれいしょ塊茎の検定マニュアルを作成し、北海道中央農場に技術移転を行った。 ・24年度に作出した輪腐病菌（Cms）感染塊茎を材料とした区及びCmsと健全塊茎を材料とした区について、3種の増菌培地（King's B液体培地、NCP-88液体培地、MTNA液体培地）の比較を増菌PCR法により行った。この結果、Cmsに対する選択性のないKing's B液体培地で培養するより、選択性のあるNCP-88液体培地又はMTNA液体培地で培養した方がCmsが検出されやすいことを確認した。しかし、両区とも培養の過程で雑菌が増殖し、Cmsの検出が困難になる場合があることが分かった。</p>	A
<p>【中期計画】 （4）調査研究能力の向上 調査研究実施者による検討会、先進的な技術の導入に係る専門技術研修等を実施することにより、調査研究実施者の調査研究能力の向上を図る。 【年度計画】 （4）調査研究能力の向上 調査研究実施者による検討会を開催するとともに、調査研究課題に関連する研究会、シンポジウム等へ参加する。</p>	<p>◇調査研究実施者の調査研究能力の向上 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・ばれいしょ関係の調査研究実施者による成果発表・検討会を北海道中央農場で開催し、関係者と情報交換を行ったほか、本所においても調査研究実施者による成果発表会を行った。 ・日本DNA多型学会、UPOVのDUS試験と分子技術に関する合同ワークショップ（中国）、第9回菌媒介ウイルス国際ワーキンググループシンポジウム、北海道農業試験会議、サトウキビ試験成績発表会等に参加し、情報収集を行った。</p>	A

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-5 種苗に係る情報の収集、整理及び提供並びに技術指導</p>	<p>○種苗に係る情報の提供等 指標＝各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：2点、A評価：1点、B評価：0点、C評価：-1点、D評価：-2点</p> <p>A：5点以上 B：0点～4点 C：0点未満</p> <p>小項目数：7 評価Sの小項目数：0×2＝0点 評価Aの小項目数：7×1＝7点 評価Bの小項目数：0×0＝0点 評価Cの小項目数：0×-1＝0点 評価Dの小項目数：0×-2＝0点 合計：7点</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (1) 品種登録出願者等にホームページ等を通じて、主要な植物の特性調査のための栽培方法、植物別の担当農場及び栽培試験における種苗の送付形態等の栽培試験に係る情報を提供する。 【年度計画】 (1) 品種登録出願者等にホームページ等を通じて、主要な植物の特性調査のための栽培方法、植物別の担当農場及び栽培試験における種苗の送付形態等の栽培試験に係る情報を提供する。</p>	<p>◇品種登録出願者等に対する情報提供 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・種苗管理センターのホームページにおいて、栽培試験業務の概要を示すとともに、栽培試験における種苗の送付形態等の情報について、新たに20種類の情報を追加し閲覧できるようにした。また、農林水産省品種登録ホームページとのリンクにより、種類別審査基準等の情報を提供した。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (2) 種苗管理センターが保有するリファレンスコレクション等について、6次産業化を推進する観点から、加工適性等の品種特性概要及び入手先等の情報提供を行う。 【年度計画】 (2) 種苗管理センターが保有するリファレンスコレクション等について、6次産業化を推進する観点から、加工適性等の品種特性概要及び入手先等の情報提供を行う。</p>	<p>◇6次産業化を推進するための情報提供 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・6次産業化の促進に向けた在来品種の活用に関する相談1件に対して、商品開発、種苗の入手先情報等のアドバイスを行った。 (表2-1-12参照) ・農林水産省が主催したアグリビジネス創出フェア2013において、6次産業化を支援するため、品種保護活用相談窓口を会場に設置し、種苗管理センターが生産配布しているばれいしょ原原種の全ての品種を展示するとともに、新品種の6次産業化への活用事例の紹介やリファレンスコレクション等に関する情報提供を542名の来場者に対して行った。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (3) 種苗業者に対しホームページ等を通じて、発芽検査方法、病害検査方法等の種苗検査に係る情報を提供する。また、必要に応じて技術講習会の開催、種苗業者が行う研修会等への職員の派遣等により、民間における検査技術の向上を支援する。 【年度計画】 (3) 種苗業者に対しホームページ等を通じて、発芽検査方法、病害検査方法等の種苗検査に係る情報を提供する。また、必要に応じて技術講習会の開催、種苗業者が行う研修会等への職員の派遣等により、民間における検査技術の向上を支援する。</p>	<p>◇種苗業者に対する情報提供及び技術指導 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・依頼検査項目で果実汚斑細菌病に関する検査対象作物の拡大について、種苗管理センターのホームページに掲載した。 ・種苗業者2社からの依頼により、発芽試験の手法及び判定方法について7名に対して講義及び実習を行った。 ・種苗業者4社からの依頼により、種子伝染性病害の検査法について8名に対して講義及び実習を行った。 ・種苗業者が開催する種苗管理士の講習会への職員を派遣し、種苗管理士80名に対して種子生理学及び発芽試験等の講義を行い技術の向上を支援した。 ・種苗業者が開催する技術講習会で、種子伝染性病害等について、50名を対象に講義を行った。</p>	<p>A</p>

<p>【中期計画】 (4) センターが生産及び配布する原原種の検定結果及び品種特性等の技術情報について、ホームページや配布先調査等を通じて種苗生産者等にきめ細やかな情報提供を行う。また、要望に応じて職員を技術講習会等に派遣し、技術指導を行う。</p> <p>【年度計画】 (4) センターが生産及び配布する原原種の検定結果及び品種特性等の技術情報について、ホームページや配布先調査等を通じて種苗生産者等にきめ細やかな情報提供を行う。また、要望に応じて職員を技術講習会等に派遣し、技術指導を行う。</p>	<p>◇ばれいしょ、さとうきび種苗生産者等に対する技術情報の提供 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・種苗管理センターのホームページに次の事項を引き続き掲載し、必要に応じ内容を更新した。 新品種紹介パンフレット ばれいしょ品種の形態及びウイルスの病徴 ばれいしょ原原種及びさとうきび原原種アンケート調査結果 種ばれいしょの検定結果 シストセンチウ検診結果 PMTV土壌調査結果 ・配布先調査や各地で開催された講習会等において、病害検定技術等について指導を行うとともに、採種団体等との情報共有を図る観点から、ばれいしょ原原種及び原種生産に係る北海道連絡会を発足させ、栽培管理、検定技術等に関する意見交換を2回行った。 ・さとうきびについては、無病性の確保に向けた技術指導に協力するとともに、生産者に対し病害虫まん延防止対策の徹底を促すパンフレットを春植用の出荷に合わせて配付した。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (5) センターが行った調査研究結果について、関連する専門誌や一般誌等への掲載を行うとともに、学会、ホームページ等を通じて情報提供を行う。</p> <p>【年度計画】 (5) センターが行った調査研究結果について、関連する専門誌や一般誌等への掲載を行うとともに、学会、ホームページ等を通じて情報提供を行う。</p>	<p>◇調査研究成果の情報提供 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【業務報告】 ・調査研究成果を日本育種学会・日本作物学会北海道談話会会報に掲載したほか、日本DNA多型学会等で発表した。 (表2-5-1) ・ホームページ上の「品種識別の窓」の更新とデータの追加を行った。 ・25年度調査研究実績報告を作成し、そのうち重点調査研究課題の成果についてホームページに概要を掲載した。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (6) プロジェクト協力等へ積極的に参画するとともに、外国から専門家派遣要請があった場合、要請の内容に即した適切な職員を当該国へ派遣する。また、農林水産省及び独立行政法人国際協力機構と協力しながら海外研修員の受入れ及び研修を実施する。</p> <p>【年度計画】 (6) プロジェクト協力等へ積極的に参画するとともに、外国から専門家派遣要請があった場合、要請の内容に即した適切な職員を当該国へ派遣する。また、農林水産省及び独立行政法人国際協力機構と協力しながら海外研修員の受入れ及び研修を実施する。</p>	<p>◇外国からの専門家派遣要請に基づく職員の派遣等 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・JICAからの要請に基づき、各プロジェクトの専門家及び調査団員として延べ3名の職員を派遣した。また、台湾種苗改良繁殖場及び台湾農業試験所からの要請に基づき、現地での会合における講演、植物品種保護や種苗検査業務に関する意見交換等に職員を延べ6名派遣した。 (表2-5-2及び3参照)</p> <p>◇海外研修員の受入れ及び研修の実施 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・JICAからの要請に基づき、国別研修や集団研修を実施し、延べ26名の研修員を受け入れた。その他、要請に基づき視察等に23名を受け入れた。 (表2-5-4及び5参照)</p>	<p>A</p>

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-6 農作物に関する技術上の試験及び研究の素材となる植物の保存及び増殖</p>	<p>○遺伝資源業務の質の向上 指標＝各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：2点、A評価：1点、B評価：0点、C評価：-1点、D評価：-2点</p> <p>A：4点以上 B：0～3点 C：0点以下</p> <p>小項目数：5（うち、評価対象外1小項目） 評価Sの小項目数：0×2＝0点 評価Aの小項目数：4×1＝4点 評価Bの小項目数：0×0＝0点 評価Cの小項目数：0×-1＝0点 評価Dの小項目数：0×-2＝0点 合計：4点</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (1) ジーンバンク事業の的確な実施 ア 独立行政法人農業生物資源研究所が実施するジーンバンク事業の計画に沿って、植物遺伝資源の保存・再増殖、特性評価、保存種子の発芽率の調査、遺伝資源の保存に関する調査等を行う。その実施に当たっては、気象災害等による保存植物の滅失を防ぐため、重要度の高い植物については、ほ場における保存に加え、施設内においても保存するなど、保存体制の強化を図る。 【年度計画】 (1) ジーンバンク事業の的確な実施 ア 独立行政法人農業生物資源研究所が実施するジーンバンク事業の計画に沿って、植物遺伝資源の保存・再増殖、特性評価、遺伝資源の保存に関する調査等を行う。その実施に当たっては、重要度の高い植物については、ほ場における保存に加え、施設内においても保存するなど、二重保存を行う。</p>	<p>◇植物遺伝資源の保存・再増殖、特性評価等の実施 S：適正に行われており、かつ、特に優れた成果が得られた A：適正に行われている B：概ね適正に行われている C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・平成25年度農業生物資源ジーンバンク事業計画に基づき、植物遺伝資源の栄養体6種92点の受入れを行い、植物遺伝資源の保存11,185点（対計画比99.7%）、種子再増殖633点（同96.6%）、特性調査10,652点（同100.0%）、小麦播種調査3,000点（同100.0%）を実施。また、植物遺伝資源を15件48系統配布した。（表2-6-1参照）</p> <p>◇重要度の高い植物の保存体制の強化 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・種苗管理センターでは栽培管理の難しい植物、滅失のおそれのある植物、他のサブバンク等で保存していない植物を「重要度の高い植物」として自主的に特別な管理に努めており、16種1,461点（昨年比：3種119点増）について農場内で二重保存を実施した。 ・24年度において、栽培管理の難しいかんしょ等の一部系統が滅失したことから、再発防止として、品質マニュアルに沿った「植物遺伝資源の保存増殖管理に関する手順書」を作成し、現存確認やきめ細やかな報告体制の整備を行った。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 イ 遺伝資源保存業務担当者による遺伝資源保存業務実施上の問題点の早期解決のための検討を行うとともに、専門技術研修等の実施、センターバンク等の専門家等からの意見の聴取及び栽培・特性調査マニュアルの作成により、遺伝資源保存業務担当者の業務運営能力の向上を図る。 【年度計画】 イ 遺伝資源担当者会議を開催し、遺伝資源保存業務遂行上の問題点の早期解決のための検討を行う。また、研修計画に基づき専門技術研修を実施するとともに、専門家等から意見を聴取し、2種類の栽培・特性調査マニュアルを作成する。</p>	<p>◇遺伝資源保存業務担当者の業務運営能力の向上 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・遺伝資源担当者会議を開催し、品質マニュアルに基づく手順書に沿った保存増殖業務の進行管理や現存確認などの各作業の進捗状況を確認した。 ・また、栽培・特性調査マニュアルについては、24年度から作成を進めてきたえん麦のマニュアルを完成させるとともに、25年度分として、かんしょ、さとうきび及びそばの3植物のマニュアルを改訂した。</p>	<p>A</p>

<p>【中期計画】 ウ 独立行政法人農業生物資源研究所からの委託に基づき、海外から導入するばれいしょについて、ウイルス病等の無毒化事業を実施する。 【年度計画】 ウ 独立行政法人農業生物資源研究所からの委託に基づき、海外から導入するばれいしょについて、ウイルス病等の無毒化事業を実施する。</p>	<p>◇委託に基づく海外から導入するばれいしょの無毒化事業の実施 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・委託はなかった。</p>	<p>—</p>
<p>【中期計画】 (2) 生物多様性条約第10回締約国会議に関連する取組 生物多様性条約第10回締約国会議において議決された名古屋議定書の円滑な推進に向け、センターが有する遺伝資源植物の保存・増殖技術や、品種特性分析手法について、その活用を図ることとし、農林水産省からの要請に基づき、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する会議等に職員を派遣する。 【年度計画】 (2) 生物多様性条約第10回締約国会議に関連する取組 農林水産省からの要請に基づき、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する会議等に職員を派遣する。 また、農林水産省の海外遺伝資源の利用促進に関する事業への協力を行う。</p>	<p>◇農林水産省からの要請に基づく遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する会議等への職員の派遣 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・農林水産省からの要請はなかった。 ・このほか、農林水産省からの事業を受託した公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会から、「平成25年度海外植物遺伝資源アクセス円滑化事業に係る遺伝資源特性調査」を受託し、エリンギウム（本所）、かぼちゃ（西日本）及びにがうり（沖縄）の遺伝資源について特性調査を実施した。</p>	<p>A</p>

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>第3-1 経費（業務経費及び一般管理費） 節減に係る取組</p> <p>【中期計画】 1 予算 平成23年度～平成27年度予算 (略) 2 収支計画 平成23年度～平成27年度収支 計画 (略) 3 資金計画 平成23年度～平成27年度資金 計画 (略)</p> <p>【年度計画】 1 予算 平成25年度予算 (略) 2 収支計画 平成25年度収支計画 (略) 3 資金計画 平成25年度資金計画 (略)</p>	<p>○経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組</p> <p>S：取組は十分であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：取組は十分であった B：取組はやや不十分であった C：取組は不十分であった D：取組は不十分であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった ※本指標の評価に当たっては中期計画に定める「(4) 効率化による経費の削減」 の評価結果に十分配慮するものとする。</p> <p>【事業報告】 支出の節減に当たり、次の事項に積極的に取り組んだ。 ・契約について、競争入札を原則として競争性を高めるとともに、本所で対応可能な契約は、全て本所で実施することにより効率化を図った。 また、前年度に引き続き農業資材等については、使用時期及び納入場所を勘案し、全国分を本所で取りまとめ、計画的な契約を行った。 ・水道光熱費及び通信運搬費について、継続した節減目標を立て、全農場へ情報提供を行い、節減意識を高め効率化を図るとともに、宿泊パックの原則利用による出張旅費の節減に努めた。 ・施設整備費補助金による工事5件及び運営費交付金で施工した改修工事3件について、全ての工事契約を自主施工とした。 ・各農場の遊休機械の機能等を調査し、他の農場に管理換することにより有効利用を図った。 (表3-1～4参照)</p>	A

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第3-2 法人運営における資金の配分状況</p> <p>【中期計画】 1 予算 平成23年度～平成27年度予算 (略) 2 収支計画 平成23年度～平成27年度収支 計画 (略) 3 資金計画 平成23年度～平成27年度資金 計画 (略)</p> <p>【年度計画】 1 予算 平成25年度予算 (略) 2 収支計画 平成25年度収支計画 (略) 3 資金計画 平成25年度資金計画 (略)</p>	<p>○法人運営における資金の配分状況 (人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等)</p> <p>S：効果的な資金の配分は十分であり、かつ、優れた成果が得られた A：効果的な資金の配分は十分であった B：効果的な資金の配分はやや不十分であった C：効果的な資金の配分は不十分であった D：効果的な資金の配分は不十分あり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・事業費の配分については、合理性、効率性の観点から予算配分の考え方を作成し、これに基づき各業務の事業量をベースに各農場等の業務の実施状況等も勘案した上で、実行予算の計画を作成した。 また、機械・器具の整備に必要な経費については、本所において各農場の業務の実施状況等を点検・精査し配分した。 ・運営費交付金債務残高は140万円であるが、うち未執行となっているのは人件費の118万円であり、内訳は24年度が29万円、25年度が88万円となっている。未執行の理由としては、24年度は給与減額支給措置等に伴う減、25年度は支給人員の減が主である。なお、人件費を除く22万円については、全て使途が確定している物件費となっている。</p>	A

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>4億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れの遅延又は自己都合退職等による退職手当の不足。</p>	<p>◎短期借入金の借入に至った理由等</p> <p>S：借入に至った理由等は適切であり、かつ、特に優れた成果が得られた A：借入に至った理由等は適切であった B：借入に至った理由等はやや不適切であった C：借入に至った理由等は不適切であった D：借入に至った理由等は不適切であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった (借入がなかった場合は本項目の評価は行わない)</p> <p>【事業報告】 ・短期借入金を借り入れる事態は生じなかった。</p>	—

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画</p> <p>【中期計画】 ばれいしよ生産業務を廃止したことに伴う八岳農場における不要施設は国への返納を含め検討する。 【年度計画】 ばれいしよ生産業務を廃止したことに伴う八岳農場における不要施設は国への返納を含め検討する。</p>	<p>◎不要財産の処分等に関する計画 指標＝八岳農場における不要施設の譲渡又は処分状況等を踏まえた売却並びに業務に必要な施設、機械等の整備</p> <p>S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題あり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・ばれいしよ生産業務を廃止したことに伴う八岳農場の不要施設の処分については、不要資産となる建物・設備の設置場所が借地であり、借地の土地賃貸借契約を解約する場合には、原状回復(更地)することとなっている。しかしながら、原状回復(更地)するには相当の費用が必要なため、不要資産となる建物等を解体撤去することなく借地保有者に売却することも考慮に入れた段階的な借地等返還計画を借地保有者に提案し、協議を進めた。</p>	A

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第6 第5に係る財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>【中期計画】 金谷農場牧之原分室(静岡県牧之原市、13,470.65㎡)を売却する。なお、センター業務を引き続き円滑に実施するため、売却収入により業務に必要な施設、機械等を整備する。 【年度計画】 金谷農場牧之原分室(静岡県牧之原市、13,470.65㎡)について、売却の手続きを進める。なお、センター業務を引き続き円滑に実施するため、売却収入等により業務に必要な施設、機械等を整備する。</p>	<p>◎重要な財産の譲渡等の計画 指標＝金谷農場牧之原分室跡地の譲渡又は処分状況等を踏まえた売却並びに業務に必要な施設、機械等の整備</p> <p>S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題あり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・金谷農場牧之原分室敷地の売却について、公用・公共用の優先を原則に取得要望の受付を行ったところ、7月に牧之原市より取得希望があった。その後、牧之原市においては26年3月に当該土地取得予算について議会の採択が得られたことから、今後、売却に向けた手続きを進めることとなった。</p>	A

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第7 剰余金の使途</p> <p>【中期計画】 業務の高度化・効率化に必要な栽培試験用温室、ばれいしょ増殖温室等の施設、ばれいしょ収穫機、選別機等の機械の更新等のための経費に充当する。</p> <p>【年度計画】 業務の高度化・効率化に必要な栽培試験用温室、ばれいしょ増殖温室等の施設、ばれいしょ収穫機、選別機等の機械の更新等のための経費に充当する。</p>	<p>◎剰余金の使途</p> <p>S：得られた成果は充分であり、かつ、特に優れた成果が得られた A：得られた成果は充分であった B：得られた成果はやや不十分であった C：得られた成果は不十分であった D：得られた成果は不十分であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった (中期計画に定めた剰余金の使途に当てた年度のみ評価を行う)</p> <p>【事業報告】 ・目的積立金の該当なし。</p>	—

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>第8-1 施設及び設備に関する計画</p> <p>【中期計画】 1 施設及び整備に関する計画 業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。(表略)</p> <p>【年度計画】 1 施設及び整備に関する計画 業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。</p> <p>25年度計画 (施設整備費補助金) ・総合種苗保管・検査棟新築(本所) ・ばれいしょ選別施設選別システム改修(後志)</p>	<p>○施設及び設備に関する計画(中期計画に定められている施設及び設備についての当該事業年度における改修・整備前後の業務運営の改善の成果)</p> <p>S：改善の成果は十分であり、かつ、特に優れた成果が得られた A：改善の成果は十分であった B：改善の成果はやや不十分であった C：改善の成果は不十分であった D：改善の成果は不十分であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・施設整備費補助金による本所の総合種苗保管・検査棟新築工事については、Ⅰ期(躯体)工事は26年1月に完成、Ⅱ期(内装、設備ほか)工事及びⅢ期(恒温恒湿室)工事は26年3月に完成し、26年度から本施設で業務を開始することとなった。 ・施設整備費補助金による後志分場のばれいしょ選別施設選別システム改修工事については9月に完成し、業務の一層の効率化と配布種苗の品質向上を図った。 ・24年度補正予算で措置された台風被害防止に向けた沖縄農場防風林・防風柵整備工事について、繰越承認を経た上で25年度に実施し、26年3月に完成した。</p>	A

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第8-2 職員の人事に関する計画</p>	<p>○職員の人事に関する計画 指標＝各中項目の評価点数の合計</p> <p>各中項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：2点、A評価：1点、B評価：0点、C評価：-1点、D評価：-2点</p> <p>A：2点以上 B：0～1点 C：0点未満</p> <p>小項目数：3 評価Sの小項目数：0×2＝0点 評価Aの小項目数：3×1＝3点 評価Bの小項目数：0×0＝0点 評価Cの小項目数：0×-1＝0点 評価Dの小項目数：0×-2＝0点 合計：3点</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (1)方針 ア 既存業務の効率化を推進することによる人員の適正な配置を進める。 イ 栽培試験対象植物の拡大、種苗検査項目の拡大等、新たな課題への対応に必要な人員を確保する。 【年度計画】 (1)方針 ア 既存業務の効率化を推進することによる人員の適正な配置を進める。 イ 栽培試験対象植物の拡大、種苗検査項目の拡大等、新たな課題への対応に必要な人員を確保する。</p>	<p>◇職員の人事に関する方針 指標＝人員の適正配置、必要な人員の確保状況 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・管理部門について、本所と農場の事務分担の見直しを含め効率化を一層推進するため、沖縄農場の会計係長を廃止する一方、施設整備事務等の実施体制を強化するため、本所の会計課に営繕係長を新設した。 ・業務部門については、効率化を推進することによる人員の適正な配置を進め、以下の取組を実施した。 ①栽培試験に係る植物体の病害検査を原則として本所に集約するため、これに伴い当該業務を担当する本所病害検査室の業務が増大することから病害検査室を病害検査課とした。 ②本所における種苗検査業務の品質管理強化等を図るため、種苗検査課に上席種苗検査役を新設した。 ③種苗生産業務におけるばれいしょ原原種生産について十勝農場のミニチューバー生産を北海道中央農場へ集約したことに加え、マイクロチューバー生産技術についても民間企業から北海道中央農場へ技術移転が行われること等から、業務を効率的に実施するため同農場の業務部門を2部体制とし、生産指導監を兼務ポストとした。 ④また、さとうきび原原種生産においては、沖縄農場における台風による2年連続した大幅減産を踏まえ、沖縄農場における春植え原原種の安全率を引き上げるとともに、鹿児島農場において危険分散分を生産するため1名増員した。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (2)人員に関する指標 期末の常勤職員数は、期初職員相当数を上回らないものとする。 (参考) 期初の常勤職員数 302人 【年度計画】 (2)平成25年度の常勤職員数は、中期目標期間の期初職員相当数を上回らないものとする。</p>	<p>◇人件費及び人員に関する指標 指標＝24年度の人件費及び年度末の常勤職員数 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）について、23年度までの国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与については、55才を超える職員について標準の勤務成績では昇給を停止及び高位の号俸から昇格した場合の俸給の増加額を縮減する昇給・昇格制度の見直しを実施し、国家公務員と同様の見直しを行った。 ・人員については、期末の常勤職員数は期初の302人に対し294人である。</p>	<p>A</p>

【中期計画】

(3) 人材の確保・養成

ア 職員の採用については、センター業務を遂行する上で必要となる技術等に対応した試験区分の国家公務員採用試験合格者を中心として行う。

イ 種苗行政との連携並びに業務の高度化及び専門化に対応するため、行政部局、他の独立行政法人等との人事交流を計画的に実施する。

ウ 職員の技術水準及び事務処理能力の向上等を図るための研修等の受講、必要な資格の取得等を計画的に進め、人材の育成を図る。

エ センター業務の効率化やサービスの向上、業務の円滑な実施等に多大な貢献を行った職員に対しその功績を表彰する。

【年度計画】

(3) 人材の確保・養成

ア 職員の採用については、センター業務を遂行する上で必要となる技術等に対応した試験区分の国家公務員採用試験合格者を中心として行う。

イ 種苗行政との連携並びに業務の高度化及び専門化に対応するため、行政部局、他の独立行政法人等との人事交流を計画的に実施する。

ウ 職員の技術水準及び事務処理能力の向上等を図るための研修等の受講、必要な資格の取得等を計画的に進め、人材の育成を図る。

エ センター業務の効率化やサービスの向上、業務の円滑な実施等に多大な貢献を行った職員に対しその功績を表彰する。

◇人材の確保・養成状況

指標＝職員の任用、研修への職員の参加、国の機関等との人事交流の実施状況

S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた

A：順調に進んでいる

B：概ね順調に進んでいる

C：不十分又は問題あり

D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった

【事業報告】

・種苗管理センターの業務を遂行する上で必要となる技術等に対応した試験区分の国家公務員採用試験合格者から7名を採用した。

・種苗行政との連携並びに業務の高度化及び専門化に対応するため、農林水産省及び農林水産省の出先機関、試験研究機関等他の独立行政法人との間で転入19名、転出18名の人事交流を行った。

・「種苗管理センター職員研修規程」に基づき25年度研修計画を作成し、センター内部の研修のほか、人事院地方事務局等の外部機関の研修を活用し計画的に研修を実施した。

・「業務改善努力に対する賞状の授与の実施について」に基づき、社会的評価を高めた事例及び業務の推進に有益な考案を行った事例について、検討を行ったが表彰までには至らなかった。

評価シート付表一覧

表1-1-1 UPOVが開催する会議への職員の派遣実績

組織名	国際会議名	派遣人数	開催地	開催時期
UPOV	TWO（観賞植物及び林木技術作業部会）	1	オーストラリア	4月21日～26日
	TWV（野菜技術作業部会）	18	日本（長崎）	5月19日～24日
	TWC（コンピューター及び自動化に関する技術作業部会）	1	韓国	6月3日～7日
	TWA（農作物技術作業部会）	1	ウクライナ	6月17日～21日
計		21		

表1-1-2 栽培試験終了後の平均報告日数

	平成24年度	25年度
平均報告日数	86日	83日

注：平均報告日数は、当該年度に試験が終了したものについての試験終了から農林水産省への報告までの平均日数である。

表1-1-3 品種情報データベース入力実績

旧版	平成24年度	25年度	累計
品種情報(品種数)	2,500	1,924	56,420
保存品種情報(品種数)	343	0	15,421
栽培試験情報(件数)	107	103	2,121
種苗の入手先情報(件数)	4,078	4,220	80,578
定型情報データ(品種数)	1,398	450	22,055
画像情報(品種数)	614	0	9,558
新版（栽培試験業務管理システム）			
品種情報(品種数)	-	2,016	2,016
保存品種情報(品種数)	-	419	419
栽培試験情報(件数)	-	487	487
種苗の入手先情報(件数)	-	1,823	1,823
定型情報データ(品種数)	-	820	820
画像情報(品種数)	-	735	735

注1：品種情報とは、品種に関する基本データ（マスター情報）である。

注2：保存品種情報とは、栽培試験に使用した対照品種等の保存場所、使用状況等の情報である。

注3：栽培試験情報とは、栽培試験の実施方法等の情報である。

注4：種苗の入手先情報とは、種苗提供元の住所、氏名、連絡先である。

注5：定型情報データとは、品種の特性データである。

注6：画像情報とは、種苗の写真を入力した品種のデータである。

表 1-1-4 栽培試験委託の公募案件数

	公募 案件数	植 物 種 類	品種数	委託数	委 託 先
平成 24年度	7	アルストロメリア属	11	0	応募なし
		えぞぎく種	2	0	応募なし
		けいとう属	1	0	応募なし
		コリウス属	1	0	応募なし
		ストック種	3	0	応募なし
		にちにちそう（旧ビンカ）種	7	7	福岡県農業総合試験場
		ペンステモン属	1	0	応募なし
	該当なし	(稲種)	—	—	
		(ひやくにちそう種)	—	—	
		(コスモス属)	—	—	
(おうごんかずら属)		—	—		
計			26	7	
25年度	2	ストック種	11	0	応募なし
		ひやくにちそう種	2	0	応募なし
	該当なし	(アルストロメリア属)	—	—	
		(えぞぎく種)	—	—	
		(けいとう属)	—	—	
		(コリウス属)	—	—	
		(にちにちそう（旧ビンカ）種)	—	—	
		(ペンステモン属)	—	—	
		(稲種)	—	—	
		(コスモス属)	—	—	
(おうごんかずら種)	—	—			
計			13	0	

表 1-1-5 品種保護Gメンの配置

	平成24年度	25年度
本所	7 (4)	7 (3)
北海道中央	2 (2)	2 (2)
上北	2 (2)	2 (2)
八岳	2 (2)	2 (2)
西日本	3 (2)	3 (3)
雲仙	2 (2)	2 (2)
沖縄	2 (2)	2 (2)
合計	7農場20 (16) 名	7農場20 (16) 名

注：カッコ内の数値は併任で内数である。

表 1-3-1 種苗生産業務に要した経費及び単位当たり業務コスト

作物名	業務経費（千円）			単位当たり業務コスト（円）		
		人件費	物件費		人件費	物件費
ばれいしょ	811,781 (92.4)	597,014 (92.8)	214,766 (91.4)	11,392 (94.2)	8,547 (93.7)	2,845 (95.8)
さとうきび	148,792 (94.7)	108,361 (104.4)	40,430 (75.9)	62,040 (94.0)	45,301 (100.0)	16,739 (80.9)

注 1：業務経費には、原原種生産に係る直接的経費のほか、①原原種に至るまでの無病化から培養系母本、基本ほまでの増殖、②各段階での無病性を確保するための厳格な品質管理、③隔離ほ場における病害虫進入防止や輪作ほ場の維持などの種苗生産業務に要した全ての経費を含む。

注 2：単位あたり業務コストは、業務経費から副産物収入及び保険料収入を差し引いて生産計画数量で除したものである。

注 3：業務経費及び単位当たり業務コストのカッコ内の数値は、対前年度比（%）である。

表 1-3-2 余剰原原種及び規格外品の販売実績等

（単位：袋、千円）

区分	平成22年度			23年度			24年度			25年度			
	数量	%	売上額	数量	%	売上額	数量	%	売上額	数量	%	売上額	
発生量	余剰	4,556	11.0	—	2,688	6.0	—	3,428	6.9	—	1,378	2.7	—
	規格外	36,949	89.0	—	41,904	94.0	—	46,249	93.1	—	48,912	97.3	—
	合計	41,505	100	—	44,592	100	—	49,677	100	—	50,290	100	—
販売量	原原種 (規格外のみ)	1,875	4.5	2,569	1,317	2.8	1,601	1,842	3.7	2,538	4,604	9.2	5,627
	一般種苗	17,109	41.2	18,960	8,442	17.7	10,633	8,836	17.8	10,310	5,299	10.5	5,549
	環境浄化用	2,393	5.8	2,554	3,036	6.4	3,623	3,383	6.8	3,325	4,293	8.5	4,074
	でん粉	12,472	30.3	2,682	26,735	56.0	4,712	26,232	52.8	3,452	34,303	68.2	4,137
	減耗・廃棄	7,656	18.5	—	8,199	17.2	—	9,384	18.9	—	1,791	3.6	—
合計	41,505	100	26,765	47,729	100	20,569	49,677	100	19,626	50,290	100	19,387	

注 1：環境浄化用は病害の発生リスクを低減させるため、原原種生産農場の周辺農家に配布しているものである。

注 2：減耗・廃棄量は発生量から販売量を差し引いて算出したものである。

注 3：ラウンドのため、合計と内訳が一致しない場合がある。

表1-5-1 経費削減及び効率化目標との関係

(単位：百万円)

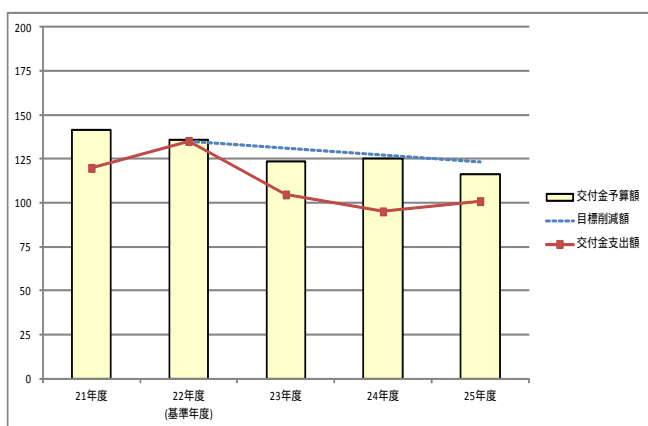
区 分		平成21年度		22年度 (基準年度)		23年度		24年度		25年度	
		金額	対前年度 比	金額	対前年度 比	金額	対前年度 比	金額	対前年度 比	金額	対前年度 比
一般管 理費	予算額	337	97.4%	327	97.0%	308	94.3%	298	96.6%	292	98.1% (△3.7%)
	決算額	120	86.4%	135	112.7%	105	77.5%	95	90.7%	101	106.2% (△9.3%)
業務経 費	予算額	291	99.4%	288	99.0%	280	97.3%	276	98.6%	273	98.9% (△1.7%)
	決算額	344	97.4%	345	100.3%	315	91.3%	322	102.1%	334	103.9% (△1.1%)

注1：予算の区分に従い作成した決算報告書によるものであり、人件費は含まない。

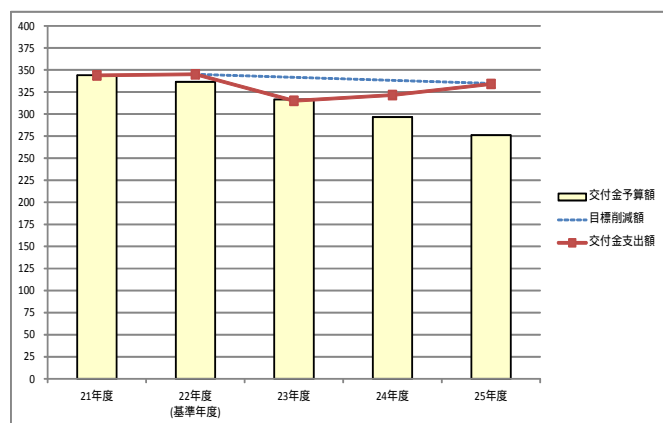
また、自己収入に係る経費は除いてある。

注2：対前年度比欄のカッコ内の数値は、基準年度からの年平均削減率である。

注3：平成23年度・24年度の予算額及び決算額は、23年度補正予算を除いてある。



一般管理費



業務経費

表1-5-2 随意契約見直し計画と対応状況

(単位：件、億円)

	平成20年度		22年度		23年度		24年度		25年度		比較増減		22年5月見直し計画	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(74.6%) 47	(87.1%) 4.29	(83.6%) 46	(95.3%) 4.64	(76.9%) 30	(76.7%) 1.30	(79.5%) 31	(95.2%) 3.58	(82.2%) 37	(96.3%) 4.64	(21.3%) 10	(8.2%) 0.35	(87.3%) 55	(94.6%) 4.66
企画競争・公募	(1.6%) 1	(1.6%) 0.08	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(100%) 1	(100%) 0.08	(1.6%) 1	(1.6%) 0.08
競争性のある契約(小計)	(76.2%) 48	(88.7%) 4.37	(83.6%) 46	(95.3%) 4.64	(76.9%) 30	(76.7%) 1.30	(79.5%) 31	(95.2%) 3.58	(82.2%) 37	(96.3%) 4.64	(22.9%) 11	(6.2%) 0.27	(88.9%) 56	(96.2%) 4.74
競争性のない随意契約	(23.8%) 15	(11.3%) 0.56	(16.4%) 9	(4.7%) 0.24	(23.1%) 9	(23.3%) 0.39	(20.5%) 8	(4.8%) 0.18	(17.8%) 8	(3.7%) 0.18	(46.7%) 7	(67.9%) 0.38	(11.1%) 7	(3.8%) 0.19
合計	(100%) 63	(100%) 4.92	(100%) 55	(100%) 4.87	(100%) 39	(100%) 1.69	(100%) 39	(100%) 3.77	(100%) 45	(100%) 4.82	(28.6%) 18	(2.0%) 0.10	(100%) 63	(100%) 4.92

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増減欄は、平成25年度の見直し計画年度(20年度)増減及び伸率である。

表 1-5-3 一者応札一者応募の主な要因

	契約件名	主な要因
一般競争 入札	胆振農場ピートモス購入契約	産地が限られる等、納入条件が厳しかったため
	胆振農場土壌分析装置購入契約	仕様に合致した機器を期限内に納品できる業者が限られたため
	北海道中央農場、後志分場、胆振、十勝農場電気供給契約	提供可能な業者が限られたため
	西日本農場電気供給契約	提供可能な業者が限られたため
	雲仙農場電気供給契約	提供可能な業者が限られたため
	種苗管理センターネットワーク管理運用支援業務(25・26年度分)	仕様に合致した機器を期限内に納品できる業者が限られたため
	種苗管理センター本所電子複合機保守業務	保守対象機種 of 保守業務を実施できる業者が限られたため
	種苗管理センター給与事務システム導入等業務	仕様に合致した業務を期限内に実施できる業者が限られたため
	十勝農場自動車交換購入契約	仕様に合致した車種を期限内に納品できる業者が限られたため
	種苗管理センター総合種苗保管・検査棟恒温恒湿室設置工事	仕様条件を満たす同種工事の業者が限られたため
後志分場地地下タンク吸引管等改修及び地下タンクランニング工事	工期内に施工できる業者が限られたため	
沖縄農場防風林・防風柵整備工事設計及び監理業務	現場近郊に専門の設計業者が少なかったため	

表 2-1-1 栽培試験実施計画作成点数 (単位：点数)

	平成24年度	25年度
農林水産省からの通知点数 (A)	896	728
栽培試験実施計画作成点数 (B)	896	728
B/A × 100 (%)	100	100

注：委託契約で実施する点数を含む。

特殊検定は、1形質を1点でカウントした。

表 2-1-2① 栽培試験実施結果 (単位：点数)

	平成24年度	25年度
出願点数	1,162	1,027
資料調査点数	28	未定
栽培試験及び現地調査点数	1,134	未定
栽培試験実施計画作成点数	896	728
次年度以降実施予定点数	729	629
栽培試験実施点数	741	805
(うち委託試験)	17(5県5機関、1法人)	23(7県7機関)
当該年度計画実施予定点数	167	99
前年度計画実施予定点数	618	760
種苗未提出等による取り止め	44	54
栽培試験実施目標点数	717	771
目値達成率	103%	104%

注：栽培試験実施目標点数 = (24年度出願点数 - 資料調査点数) × 0.68

長野県に委託したりんご属1品種は継続試験で、新たに計画していないため実施点数には含めない。

表 2-1-2② 農場別栽培試験実施点数

	本所	八岳農場	西日本農場	雲仙農場	合計	目標
平成24年度	79(うち委託17)	36	472	154	741	717
25年度	104(うち委託23)	65	518	118	805	771

表2-1-3 新たに栽培試験の対象とした植物の種類

	平成24年度	25年度
植物種類名	ウシノケグサ種 エゾノキリンソウ種 エボルブルス属 オオシマコバンノキ属 クロウエア属 コンウォールウルス属 さといも属 シヤスターデージー種 セダム属 チガヤ種 つるれいし種 ディオニシア アレティオイデス種 ディギタリス ドウビア種 てんにんぎく属 ヒメツルソバ種 フサフジウツギ種 ブルネラ属 ヘデラ属 マルコミア属 ヤブコウジ種 ラナンキュラス属 リプサリドプシス属 レプトスペルムム属 ロードヒポクシス種 ロブラリア属	アサリナ属 アジアワタ種 アメリカイワナンテン種 イベリス属 エウコムス属 おしろいばな種 カスマンティウム ラティフォリウム種 ぎぼうし属 クニフォフィア属 クモノスバンダイソウ属 スゲ属 セイヨウニワトコ種 フェリキア（ブルーデージー）属 ペペロミア属 わけぎ種
計	25種類	15種類

表 2-1-4 栽培・特性調査マニュアルの作成状況

経過	平成24年度		25年度	
	マニュアル名	計	マニュアル名	計
作成完了	アンスリウム属 カンパニュラ属 きく（改正） ケアノツス属 ゼラニウム類つたばゼラニウム種 ネメシア属 ペチュニア属（改正） レタス種 ダリア属 ノコギリソウ属 ランタナ属	11	アルストロメリア属 イソトマ アキシラリス種 ガーベラ属 じゃのひげ種 シュルンベルゲラ（旧ジゴカクタス） 属 ステラ属 デルヒニウム属 なす種 ばら属（改正） ローダンセマム属	10
作成継続	エラチオールペゴニア種 球根ペゴニア種 シュルンベルゲラ属 トルコぎきょう種 ばら属（改正） リモニウム属（改正） アルストロメリア属 じゃのひげ種 ステラ属	9	エラチオールペゴニア種 球根ペゴニア種 トマト種（改正） トルコぎきょう種 フクシア属 ホイヘラ属 ラベンダー属 リモニウム属（改正）	8

表 2-1-5 対照品種保管点数の実施状況

	新規収集		廃棄		累計	
	種類数	点数	種類数	点数	種類数	点数
合計	73 (72)	867 (564)	54 (33)	504 (238)	190 (169)	6,328 (5,965)
種子	40 (56)	211 (374)	24 (22)	74 (62)	137 (132)	4,409 (4,272)
種菌	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	115 (115)
栄養体種苗	38 (17)	656 (190)	31 (11)	430 (176)	68 (49)	1,804 (1,578)

注1：累計種類数は、新しい種類のみをカウントするため、前年度の累計種類数に当該年度の収集種類数を足した数にはならない。

注2：累計点数（期末の保存点数）は、前年度累計点数から廃棄点数を引いた点数に当該年度の収集点数を足した数である。

注3：カッコ内の数値は、平成24年度実績である。

表 2-1-6 種類別審査基準案の作成状況

経過	平成24年度		25年度	
	植物の種類	計	植物の種類	計
報告済み	アメリカハナズオウ種「ハナズオウ属」 アメリカホドイモ「アメリカホドイモ種」 イベリス属「イベリス属」 オオシマカンスゲ「オオシマカンスゲ種」 オゾタムヌス ディオスミフォリウス種「オゾタムヌス ディオスミフォリウス種」 オランダガラシ種「オランダガラシ種」 クリシア ロセア種「クリシア ロセア種」 グロキシニア ネマトントデス種×グロキシニアシルバティカ「シーマニア シルバティカ種及びシーマニア ネマトントデス種」 こまくさ属「こまくさ」 ジャコウソウモドキ属「ジャコウソウモドキ属」 ジャスティシア属「ジャスティシア スケイドウエイレリ種」 メディニラ属「メディニラ属」 もくれん属「もくれん属スーランジアナ種」	13	アラビドプシス属「しろいぬなずな種」 ワスレナグサ属「ワスレナグサ属」 ヘーベ属「ヘーベ属」 ロフォミルツス属「ロフォミルツス属」 トベラ属クロバトベラ種「クロバトベラ種」 きだちあさがお亜種「キダチアサガオ亜種」 たいわんもみじ種「タイワンモミジ種」 えぞすずしろ属「エゾスズシロ属」 プロスタテラ属「プロスタテラ属」 リシマキア コンゲスティフロラ種「リシマキア コンゲスティフロラ種」 メラレウカ ブラクテアタ種「メラレウカ ブラクテアタ種」 メミジギア属「ヘミジギア属」 のじとらのお種「のじとらのお種おかとらのお種」	13
検討継続	アラビドプシス属 トベラ属クロバトベラ種 ヘーベ属 ロフォミルツス属 ワスレナグサ属	5	アルブカ スピラリル種 おへびいちご種 ハクサンハタザオ亜種 びやくぶ種 メセンブリアンテムム属クリスタリヌム種	5

※植物の種類は農林水産省より依頼された名称。「 」内は特性調査分類報告書名

表 2-1-7 出願品種の種子及び種菌の保存実績

	新規保管		返却・廃棄		累 計	
	種類数	品種数	種類数	品種数	種類数	品種数
種子	48 (41)	134 (139)	0 (0)	0 (0)	205 (202)	4,803 (4,669)
種菌	7 (9)	16 (20)	0 (0)	0 (0)	18 (18)	367 (331)

注1：累計種類数は、新しい種類のみをカウントするため、前年度の累計種類数に当該年度の収集種類数を足した数にはならない。

注2：累計点数（期末の保存点数）は、前年度累計点数から廃棄点数を引いた点数に当該年度の収集点数を足した数である。

注3：カッコ内の数値は、平成24年度実績である。

表2-1-8 栽培試験の継続が不可能となった品種の主な原因

植物種類	品種数	主な原因	対応
アクティノツス ヘリアンシ種	1	過湿による根腐れ	再試験
にんにく種	1	出願品種の特性(十分な肥大前に枯凋期を迎えた)	再試験
えぞぎく(旧アスター)種	1	定植時期の遅れと夏季の高温	再試験
きく種(叢生でない 摘蓄しない)	1	キクわい化ウィロイド	再試験
	1	対照品種の特性(登録値との齟齬)	再試験
カーネーション種	2	立枯病	再試験
エウコムス属	1	日照不足と夏季の高温	再試験
トルコぎきょう種	1	土壌伝染病害による障害と定植時の傷み	再試験
むぎわらぎく(ヘリクリサム)属	1	凍害	再試験
ヤブラン属	1	生育不足(株の充実前に低温に遭遇)	再試験
チリそけい属	11	過乾燥	再試験
オステオスペルマム属	1	栽培管理の不適合(施肥、農薬)	再試験
つたばゼラニウム種	1	過湿による根腐れ	再試験
ゼラニウム類	1	過湿による根腐れ	再試験
	1	対照品種の類似度	再試験
	1	対照品種の特性(奇形の発生)	再試験
ペチュニア属	1	対照品種の類似度	再試験
フロックス属(ドルモンディ種)	1	対照品種の類似度	再試験
さくらそう(プリムラ)属	2	高温障害とハエ類による食害	再試験
ばら属(切り花)	1	出願品種の特性(茎折り曲げが困難)	再試験
ばら属(庭園)	1	台木との接ぎ木親和性	再試験
	1	高温障害	再試験
ばら属(鉢)	1	疫病	再試験
サルビア属	7	担当者の経験不足	再試験
トマト種	6	不十分な区別性の証拠	再試験
	1	対照品種の特性(登録値との齟齬)	再試験
ステラ属	1	不十分な区別性の証拠	再試験
	1	対照品種の類似度	再試験
しろクローバ種	5	ハスモンヨトウによる食害	再試験
	2	高温障害	再試験
合計	58		

表2-1-9 栽培試験担当者研修の実績

研修名	目的	期間	対象者	人数
初級専門技術研修	栽培試験を担当する職員の技術の向上を図るため、品種登録制度及びDUS判定等についての専門的知識・技術を付与する。	3日間 (11月13日～15日)	栽培試験業務の経験が概ね1年以上3年未満の職員	4
審査基準作成専門技術研修	審査基準の作成に係る専門的知識を付与し、DUSテストに係る総合的能力の向上を図る。	10ヶ月 (6月～3月) うち集合研修は4日間 (9月24～27日)	中堅職員	3
中級者専門技術研修	栽培試験業務に携わる中級職員に対し、栽培試験実施責任者としてのDUSテストに係る総合的能力を付与する。	4日間 (7月30日～8月2日)	中堅職員	4

表2-1-10 Q&A（よく寄せられる質問）掲載数

	追加項目数	追加した内容
第2期（平成18年度～22年度）	29項目	侵害状況記録2、品種類似性試験3、仮保護1業としての解釈2、品種登録3、育種利用1自家増殖5、先育成3、従属品種2、育成者権7
23年度	4項目	仮保護1、品種登録1、自家増殖1、品種登録表示1
24年度	3項目	品種の利用2、権利消尽1
25年度	1項目	育成者権1
累 計	37項目	

表2-1-11 依頼に基づく講演の実績

	平成24年度	25年度
講演回数	18回	9回
参加者数	701名	262名

表2-1-12 相談件数

		平成24年度	25年度
育成者権の侵害に関する相談	食用作物	4	3
	工芸作物	1	1
	野菜	1	3
	果樹	1	2
	草花類	11	6
	観賞樹	4	4
	林木	0	0
	きのこ類	0	1
	合計	22	20
育成者権の活用に関する相談		126	124
新品種の保護・活用に関する相談（6次産業化の促進）		0	2
在来品種の活用に関する相談（6次産業化の推進）		2	1
合 計		150	147

表 2-1-13 品種類似性試験依頼件数

	平成24年度	25年度
特性比較	15	1
比較栽培	1	28
DNA分析	13	6
合計	29	35

表 2-1-14 DNA分析が可能な種類

導入した年度	種 類
第1期（平成15～17年度）	いぐさ、いちご
第2期（平成18～22年度）	おうとう、茶、白いんげんまめ、日本なし、小豆
23年度	—
24年度	—
25年度	ひまわり

表 2-1-15 侵害状況記録及び寄託の実績

	草花	平成24年度	25年度
侵害状況記録	草花類	2	0
	果樹	0	0
	工芸作物	0	0
	きのこ類	0	1
	計	2	1
寄 託	草花類	18（2）	12（10）
	工芸作物	0（0）	0（0）
	きのこ類	4（4）	6（4）
	計	22（6）	18（6）

注：カッコ内の数値は、寄託期間が更新されたもので内数である。

表 2-1-16 登録品種DNAデータベースの作成実績

植物の種類	いちご	おうとう	茶	日本なし	小豆	計
第2期（平成18～22年度）	75品種	24品種	49品種	27品種	28品種	203品種
23年度	22品種	—	—	—	—	22品種
24年度	—	—	3品種	17品種	—	20品種
25年度	18品種	—	—	—	—	18品種
累 計	115品種	24品種	52品種	44品種	28品種	263品種

表 2-1-17 登録品種等の標本・DNAの保存数

		委託事業分			独自収集分		
		凍結乾燥標本	さく葉標本	抽出DNA	凍結乾燥標本	さく葉標本	抽出DNA
第2期 (平成20~22年度)	保存	1,779	1,144	136	357	160	6
	廃棄	465	420	21	0	0	0
23年度	保存	515	404	21	47	37	0
	廃棄	62	62	3	0	0	0
24年度	保存	449	340	6	96	52	0
	廃棄	44	39	1	0	0	0
25年度	保存	488	398	15	63	56	6
	廃棄	21	19	0	0	0	0
合 計	保存	3,231	2,286	178	563	305	6
	廃棄	592	540	25	0	0	0
累計点数		2,639	1,746	153	563	305	6

注：累計点数（最終的な保管点数）は、合計の保存点数から廃棄点数を差し引いた点数である。

表 2-1-18 東アジア植物品種保護フォーラムからの要請に基づく専門家の派遣実績

派遣国	研修名	派遣人数	開催時期
インドネシア	審査官のための植物品種保護基礎研修	1	9月22日~26日
ラオス、カンボジア	植物品種保護に関する技術ワークショップ	2	12月8日~14日
ミャンマー	PVP制度に係る人材育成研修	1	1月4日~11日
合 計		4	

表 2-1-19 東アジア植物品種保護フォーラムからの要請に基づく研修の受入実績

案 件	派遣元	人数	開催期間
栽培試験基礎研修	シンガポール、マレーシア	2	2月24日~28日
合 計		2	

表 2-2-1① 指定種苗の表示検査実績

種 類	平成24年度		25年度	
	検査点数	不完全表示点数	検査点数	不完全表示点数
食用作物種子	14,381	10 (0.1%)	14,321	13 (0.1%)
花き種子	1,287	0 (0.0%)	1,375	0 (0.0%)
苗もの：食用作物	177	22 (12.4%)	59	0 (0.0%)
苗もの：花き	7	0 (0.0%)	2	0 (0.0%)
合 計	15,852	32 (0.2%)	15,757	13 (0.1%)

表 2-2-1② 指定種苗の表示検査実績（農場別）

（単位：点数）

	本所	北海道中央農場	西日本農場	雲仙農場	沖縄農場	合計	目標
平成24年度	8,962	1,270	4,074	1,284	262	15,852	15,000
25年度	9,444	1,213	3,921	1,179	0	15,757	15,000

表 2-2-2① 指定種苗の集取点数及び発芽検査実績

検査時期	平成24年度		25年度	
	集取点数	検査点数	集取点数	検査点数
前 期	1,483	1,483 (43)	1,461	1,461 (43)
後 期	1,537	1,537 (26)	1,582	1,582 (27)
合 計	3,020	3,020 (69)	3,043	3,043 (70)

注1：カッコ内は表示発芽率に満たなかった点数

注2：前期は秋蒔き用種子の検査、後期は春蒔き用種子の検査

表 2-2-2② 指定種苗の集取点数（農場別）

	本所	北海道中央農場	西日本農場	雲仙農場	沖縄農場	合計	目標
平成24年度	1,703	214	835	252	16	3,020	3,000
25年度	1,762	214	833	234	0	3,043	3,000

表 2-2-2③ 指定種苗の発芽検査実績（農場別）（単位：点数）

	本所	北海道中央農場	西日本農場	合計
平成24年度	1,719	214	1,087	3,020
25年度	1,762	214	1,067	3,043

表2-2-3① 指定種苗の病害検査実績

(単位：点数)

病害の種類	平成24年度	25年度		
		前期	後期	合計
にんじん黒斑病	83 (12)	46 (8)	38 (9)	84 (17)
えんどう褐斑病・褐紋病	43 (1)	43 (3)	-	43 (3)
いんげんまめ炭そ病	57 (2)	22 (0)	35 (1)	57 (1)
ゆうがおつる割病	12 (1)	-	12 (0)	12 (0)
合計	195 (16)	111 (11)	85 (10)	196 (21)

注：カッコ内は罹病種子が認められた点数

表2-2-3② 指定種苗の病害検査実績（農場別）

(単位：点数)

	本所	北海道中央農場	西日本農場	合計	目標
平成24年度	57	95	43	195	190
25年度	64	89	43	196	195

表2-2-4① 指定種苗の品種純度検査実績

平成24年度		25年度	
種類	検査点数	種類	検査点数
たまねぎ	23(0)	だいこん	27(0)
トマト	8(0)	たまねぎ	20(検査中)
とうがらし	11(0)	なす	15(検査中)
にんじん	15(0)	レタス	21(0)
そらまめ	5(0)	ほうれんそう	24(0)
ゆうがお	5(0)	すいか	10(検査中)
かぶ	17(0)	きゅうり	10(検査中)
はくさい	21(1)	ブロッコリー	16(0)
キャベツ	21(0)	ねぎ	15(0)
カリフラワー	10(0)	かぼちゃ	10(0)
にら	11(0)	セロリー	5(0)
いんげんまめ	21(0)	-	-
メロン	10(0)	-	-
合計	178(1)	合計	173(検査中)

注：カッコ内は、検査が終了したものうち、指定種苗の生産等に関する基準に満たなかった点数

表2-2-4② 指定種苗の品種純度検査実績（農場別）

	北海道中央農場	西日本農場	合計
平成24年度	36	142	178
25年度	15	158	173

表 2-2-5 指定種苗の遺伝子組換え種子検査実績

年 度	とうもろこし	
	配列の種類	検査点数
平成24年度	Bt10、CBH351	36(0)
25年度	Bt10、CBH351	36(検査中)

注：カッコ内は、遺伝子組換え種子の混入が認められた点数

表 2-2-6 遺伝子組換え種子モニタリング実績

年 度	とうもろこし		えだまめ	
	系 統 の 種 類	検査点数	系統の種類	検査点数
平成24年度	Bt11、Event176、GA21、MON810、T25、TC1507、NK603、DAS59132	36(1)	GTS40-3-2	12(0)
25年度	Bt11、Event176、GA21、MON810、T25、TC1507、NK603、DAS59132	36(検査中)	GTS40-3-2	12(検査中)

注1：()内は、検査対象の配列が検出された点数であるが、混入系統は特定できなかった。

注2：とうもろこしのGM種子検査は、p35S及びNOS-terを用いて1次スクリーニングを行い、陽性であった品種について系統判別検査を行った。

表 2-2-7 I S T A 熟練度試験の結果

(1) 種子検査

ROUND	検査の種類及び結果				
	純潔検査	発芽試験	異種種子の同定	混合種子	含水量測定
13-1 カナリーグラス	A	A	A	A	—
13-2 エンドウ	A	A	A	—	A
13-3 ナタネ	A	A	A	—	A

注：評価は、A、B、C、BMP (below minimum performance) の4段階である。

(2) 遺伝子組換え種子検査

ROUND	検査の種類及び結果	
	定性検査	定量検査
18 とうもろこし	A	—
19 えだまめ	C	C

注：評価は、A、B、C、BMP (below minimum performance) の4段階である。

表 2-2-8 依頼検査の結果

(1) 種子検査の実績

種 類	平成24年度		25年度	
	件数	点数	件数	点数
国内種子検査	139(0)	785(0)	179(0)	771(0)
国際種子検査	82(0)	342(0)	155(0)	341(0)
合計	221(0)	1,127(0)	334(0)	1,112(0)

注：カッコ内は50日以内に報告できなかった数である。

(2)放射性物質検査の実績

証明の種類	件数	点数
種子	3	7
植物体	0	0
土壌	0	0
合計	3	7

(3)生産履歴証明の実績

証明の種類	件数	点数
種子	0	0
植物体	12	32
土壌	0	0
合計	12	32

表2-2-9 ECナショナルカタログ登録品種に係る検査実績

	平成24年度	25年度
記録の作成及びサンプルの保管検査	7業者12種類	8業者13種類
事後検定	10種類39品種	11種類79品種

表 2-3-1 原原種の需要量と供給量

	原原種等 需要数量	原原種等生 産計画数量 A	原原種等 生産数量 B	生産計画 達成率 B/A	原原種等 申請数量 C	原原種等 配布数量 D	申請数量 充足率 D/C	販売価格 (円)
25年秋植用ばれいしょ 原原種(袋(20kg))	2,568 (2,731)	3,066 (2,909)	3,356 (2,950)	109.5 (101.5)	2,810 (2,910)	2,810 (2,825)	100.0 (97.1)	2,770
26年春植用ばれいしょ 原原種(袋(20kg))	65,575 (66,497)	66,784 (67,616)	69,074 (70,081)	103.4 (103.6)	65,166 (66,670)	65,156 (66,654)	100.0 (100.0)	2,770
26年秋植用ばれいしょ 原原種(袋(20kg))	2,702 (2,568)	2,665 (3,066)	2,665 (3,066)	100.0 (100.0)	— (—)	— (—)	— (—)	2,849
25年夏植用 さとうきび原原種(千本)	1,069 (1,777)	1,185 (1,184)	1,283 (917)	108.3 (77.4)	1,283 (1,226)	1,283 (917)	100.0 (74.8)	1,390
26年春植用 さとうきび原原種(千本)	961 (998)	1,207 (1,109)	1,035 (612)	85.7 (55.2)	1,044 (612)	1,044 (612)	100.0 (100.0)	1,390 (1,390)
26年夏植用 さとうきび原原種(千本)	1,235 (1,069)	1,459 (1,185)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1,410

注1：ばれいしょ原原種申請数量及び配布数量には特別種苗及び年度を越えての追加申請配布分を含む。

注2：26年秋植用ばれいしょ原原種の原原種等生産数量は見込み数量である。

注3：26年春植用さとうきび原原種の原原種等生産数量は見込み数量である。また、26年夏植用さとうきび原原種は栽培中である。

注4：カッコ内は、前年度実績である。

表 2-3-2 病害罹病率、萌芽率及び発芽率

	収穫直前の検定における 病害罹病率(%)	配布した原原種の 萌芽率及び発芽率(%)
25年秋植用ばれいしょ原原種	0.000	99.8
26年春植用ばれいしょ原原種	0.000	97.5
25年夏植用さとうきび原原種	0.000	96.6
26年春植用さとうきび原原種	0.000	99.2

注：病害罹病率(%)及び萌芽率・発芽率はセンター全体での平均値である。

26年春植用さとうきび原原種は鹿児島農場のみの値で、沖縄農場分については生産中である。

表 2-3-3 25年度改善計画における改善事項の例

作物名	指摘事項	改善事項の例
ばれいしょ	<ul style="list-style-type: none"> ・品種によってウイルス病の罹病率が高い。 ・どの品種・農場にも多少の規格外が入っていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生育期間を通じて病害虫防除と病株・異常株等の抜取を徹底するとともに、収穫直前に抗血清検定を実施する。農場周辺の環境浄化対策として種ばれいしょの更新について協力依頼を行う。 ・適正な選別を実施するため、流量（コンベアのスピード調整）を維持しつつ、選別作業者に対しては規格基準の確認を徹底させる。また、生産物検査結果を選別作業に反映させられるよう、作業体系の改善に努める。
さとうきび	<ul style="list-style-type: none"> ・多少の発芽不良、メイチュウ被害がみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・メイチュウ対策として、フェロモントラップによる発生予察に努めるとともに、メイチュウの発生が確認された場合は速やかに薬剤防除を実施する。また、選別を強化し、輸送中の損傷を軽減させるよう努め、苗の取扱いについて情報提供や注意喚起を行う。

表 2-3-4 アンケート結果

農協等向アンケート				
	回答 農協等数	送付 農協等数	回収率	総合評価
春植用ばれいしょ	81 (84)	82 (84)	98.8% (100.0%)	3.8 (3.9)
秋植用ばれいしょ	21 (19)	21 (19)	100.0% (100.0%)	4.0 (4.2)
春植用さとうきび	38 (47)	38 (47)	100.0% (100.0%)	4.3 (4.0)
夏植用さとうきび	48 (47)	48 (47)	100.0% (100.0%)	4.4 (3.7)
全 体	188 (197)	189 (197)	99.5% (100.0%)	

※ カッコ内の数値は、24年度実績である。

表 2-3-5 ばれいしょ原原種についての主なクレームの内容と対応

内 容	対 応
腐敗、萎び症状（8件）	腐敗症状の発生は、収穫等で生じた傷等から侵入した菌類によるものと説明し、除去して使用していただくようお願いした。また、萎び症状の発生は、収穫時の熟度不足と貯蔵中の消耗が原因であることを説明するとともに、発芽能力に支障のないものについては原原種としての使用をお願いした。なお、不足分については代替品を配布した。

表 2-5-1 調査研究成果の発表等

区 分	講演・論文等の名称	氏 名	学会・書誌等の名称 及び掲載ページ
学会での 発表	新たなSSRマーカーを用いた 日本なしDNA品種識別技術の 開発と試験室内妥当性確認	成田知聡、丹羽優治、大崎学、 寺上伸吾*、國久美由紀*、齋藤 寿広*、西谷千佳子*、山本俊哉*	日本DNA多型学会 (2013年11月)
	養液栽培で生産したバレイショ ・ミニチューバーの生育と収量	不破秀明、郷家一広、岩間和人*	日本育種学会・日本作 物学会北海道談話会 (2013年12月)
学会誌等 に掲載さ れた論文	養液栽培で生産したバレイショ ・ミニチューバーの生育と収量	不破秀明、郷家一広、岩間和人*	日本育種学会・日本作 物学会北海道談話会 会報第54号(2013年)101 -102

注：氏名の*印は、種苗管理センター以外の者である。

表 2-5-2 JICAからの要請に基づく専門家の派遣実績派遣国

	派遣目的	派遣内容	派遣人数	派遣期間
ベトナム	「農産物の生産体制及び制度 運営能力向上プロジェクト」 終了時評価調査調査団	「農産物の生産体制及び制度運 営能力向上プロジェクト」終了 時評価調査調査団員による調査	1	6月1日 ～7月3日
ベトナム	「農産物の生産体制及び制度 運営能力向上プロジェクト」 短期派遣専門家	栽培試験に関する指導	2	9月30日 ～10月12日
計			3	

表 2-5-3 その他の要請に基づく職員の海外派遣実績

案 件	派遣先	派遣者	派遣期間
台湾種苗改良繁殖場 (TSIPS) 訪問(台湾 側からの招聘、業務に関しての意見交換 等)	台湾	理事長	6月3日～7日
台湾農業試験場 (TARI) 訪問(台湾側から の招聘、PVPに関する内容)	台湾	国際協力役	7月16日～19日
日中農業科学技術交流グループ第31回 会議における合意に基づく訪中考察団	中国	栽培試験課長	11月19日～22日
「東アジア包括的育成者権侵害対策強化 委託事業」現地調査(バラ、きく)	韓国	品種保護対策課長	12月4日～7日
台湾農業試験場(TARI)訪問(台湾側から の招聘、種子検査法に関する内容)	台湾	病害検査課長	12月16日～21日
「東アジア包括的育成者権侵害対策強化 委託事業」現地調査(イチゴ)	韓国	品種保護対策課長	1月15日～18日

表2-5-4 JICAからの要請に基づく研修の受入実績

案 件	派遣元	人数	開催期間
スリランカ国別研修「種子行政」コース	スリランカ	3	7月3日
集団研修「農業生産システム強化のための種苗の品質管理制度」	インドネシア、マレーシア、カンボジア、ベトナム、ラオス、ミャンマー等（9カ国）	9	7月16日～10月11日
スリランカ国別研修「種子病理」コース	スリランカ	1	9月18日～10月31日
エチオピア国別研修「種子生産・流通システム」コース	エチオピア	4	9月27日
キルギス「輸出のための野菜種子生産振興」プロジェクトC/P研修	キルギス	9	11月14日
合 計		26	

表2-5-5 その他の要請に基づく研修等の受入実績

案 件	派遣元	人数	開催期間
韓国国立山林品種管理センターからの業務視察	韓国	4	5月28日
韓国種子管理所（KSVS）担当官来所	韓国	1	7月26日、9月5日～6日、9月19日
台湾種苗改良繁殖場（TSIPS）担当官来所（PVP業務に関する事項）	台湾	3	10月15日～16日
ASEAN植物遺伝資源研修コース	ASEAN諸国	10	10月16日
日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画/植物遺伝資源管理コース	メキシコ	1	10月17日
台湾種苗改良繁殖場（TSIPS）担当官来所（種苗検査に関する事項）	台湾	4	11月5日～6日
合 計		23	

表2-6-1 遺伝資源業務実施状況

		計 画	実 績	達成率
栄養体保存点数		11,215点 (11,490点)	11,185点 (11,138点)	99.7% (96.9%)
	うち二重保存点数	—	1,461点 (1,342点)	—
種子再増殖点数		655点 (642点)	633点 (636点)	96.6% (99.1%)
特 性 調 査	一次特性 調査項目	9,745点 (13,726点)	9,768点 (13,228点)	100.2% (96.4%)
	二次特性 調査項目	352点 (416点)	325点 (394点)	92.3% (94.7%)
	三次特性 調査項目	559点 (736点)	559点 (733点)	100.0% (99.6%)
	計	10,656点 (14,878点)	10,652点 (14,355点)	100.0% (96.5%)
小麦播性調査		3,000点 (3,000点)	3,000点 (3,000点)	100.0% (100.0%)

注：カッコ内の数値は、24年度実績である。

表3-1 一括調達の実績

年度	件数	契約金額(千円)	機器名等
平成21	9	56,326	農薬肥料、コンテナ等
22	5	32,406	損害保険、パソコン等
23	6	30,891	損害保険、パソコン等
24	3	21,952	農薬、肥料等
25	4	15,670	損害保険、パソコン等

表3-2 中古農業機械使用導入実績

年度	件数	契約金額(千円)	機器名
平成21	1	168	プレハブ
22	1	1,554	フォークリフト
23	1	195	ハンマー型草刈機
24	0	0	
25	0	0	

表3-3 レンタル実績

年度	件数	契約金額(千円)	機器名
平成21	16	4,247	フォークリフト、バックホー等
22	26	3,985	フォークリフト、バックホー等
23	18	2,806	フォークリフト、バックホー等
24	14	2,907	フォークリフト、ホイールローダー等
25	18	2,451	フォークリフト、ホイールローダー等

表3-4 管理換実績

年度	機 械 名	引渡元	受入先	取得予想金額(千円)
平成 23	リバーシブルプラウ	八岳農場	孺恋農場	935
	ホイルトラクタ	八岳農場	孺恋農場	683
	ポテトハーベスタ	八岳農場	孺恋農場	4,172
	ポテトハーベスタ	八岳農場	孺恋農場	120
	計			5,910
24	ブルドーザ	八岳農場	胆振農場	518
	ロータリーハロー	中央農場	胆振農場	546
	蒸気土壌消毒器	中央農場	胆振農場	281
	ブームスプレーヤー	八岳農場	孺恋農場	2,338
	エライザ搾汁機	八岳農場	雲仙農場	108
	振とう恒温槽	本所	胆振農場	128
	高圧蒸気滅菌器	本所	中央農場	119
	ディスクハロー	八岳農場	孺恋農場	73
	フロントウエイト	八岳農場	孺恋農場	122
計			4,235	
25	播種機	西日本農場	雲仙農場	770
	土壌作物体総合分析装置	孺恋農場	西日本農場	2,699
	計			3,469